証券モニタリング概要・事例集

令和元年９月

証券取引等監視委員会事務局

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）では、平成 27 年度より、金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）のコンプライアンス態勢及び内部管理態勢の改善・向上に資するよう、金商業者等に対する検査を通じて把握した問題点等を取りまとめ公表してきました。また、平成 28 年度からは、オフサイト・モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果を踏まえてリスクベースでオンサイト・モニタリング（立入検査）先を選定する取組みを開始したことに伴い、オフサイト・モニタリングに係る取組み等に関する記述も加え、「証券モニタリング概要・事例集」として公表しています。

証券監視委としましては、本「証券モニタリング概要・事例集」が、幅広い方々に読まれることにより証券監視委の活動に対する理解が深まるとともに、金商業者等の皆様の自主的な内部統制の改善・強化等を図る上での一助となれば幸いです。また、無登録業者による詐欺的な投資勧誘の事例等も掲載しており、投資者被害の防止に繋がることを期待しています。

（注１）証券監視委では、平成 28 年度より、証券検査事務年度を７月～翌年６月末に変更しています。
（注２）特に断りのない場合、本事例集における「平成 30 年度」とは、「平成 30 年７月から令和元年６月末までの期間」を示します。
（注３）「オンサイト・モニタリング指摘事例」には、平成 26 年４月から令和元年６月末までに証券監視委及び財務局等が実施した証券検査において勧告・指摘を行った主な個別事例を掲載しています。

令和元年９月
証券取引等監視委員会事務局

目　次

Ⅰ．平成 30 年度証券モニタリングの概要 1
１　証券モニタリングの取組方針 1
２　オフサイト・モニタリングの状況 2
⑴　第一種金融商品取引業者に対するモニタリングの概要 2
⑵　投資運用業者に対するモニタリングの概要 3
⑶　その他 4
３　テーマ別実態把握の状況 5
⑴　マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る実態把握 5
⑵　サイバーセキュリティに係る実態把握 6
４　オンサイト・モニタリングの状況 8
５　オンサイト・モニタリングの結果に基づく勧告の状況：主な事例 9
⑴　第一種金融商品取引業者 9
⑵　第二種金融商品取引業者 9
⑶　投資助言・代理業者 11
⑷　適格機関投資家等特例業務届出者 11
６　無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等 13
７　オンサイト・モニタリングを通じて把握したフォワードルッキングな観点での
課題：留意すべき事項 14
８　建議（貸付型ファンドの投資家への情報提供について） 15
９　総括及び今後の取組み 16
監視委コラム（その１：ソーシャルレンディングへの投資について） 21
監視委コラム（その２：無登録で金融商品取引業を行う者に注意！） 22
Ⅱ．オンサイト・モニタリング指摘事例（平成 26 年度～平成 30 年度） 23
１　第一種金融商品取引業者 24
⑴　顧客勧誘の状況に係る事項 24
⑵　売買管理・審査態勢に係る事項 27
⑶　財産・経理等に係る事項 31
⑷　その他業務運営等に係る事項 33
２　第二種金融商品取引業者 41
⑴　顧客勧誘の状況に係る事項 41
⑵　ファンド出資金の管理に係る事項 43
３　投資運用業者 46
〇　業務運営に係る事項 46
４　投資助言・代理業者 48
⑴　顧客勧誘の状況に係る事項 48

⑵　内部管理態勢に係る事項 51
５　適格機関投資家等特例業務届出者..... 56
⑴　無登録で金融商品取引業を行っている状況..... 56
⑵　ファンド出資金の管理に係る事項..... 56
⑶　その他業務運営に係る事項 58
６　登録業務の範囲を逸脱して金融商品取引業を行う業者等..... 60
⑴　無登録で株式等の募集又は私募の取扱い等(第一種金商業)を行っている状況.. 60
⑵　無登録でファンド等の募集又は私募の取扱い(第二種金商業)を行っている状況 61
⑶　無登録で投資一任業（投資運用業）を行っている状況..... 62
⑷　無登録業者に名義貸し等を行っている状況..... 62
７　金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て..... 65

凡例

・　「金商法」とは、金融商品取引法を指す。
・　「金商法施行令」とは、金融商品取引法施行令を指す。
・　「金商業等府令」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令を指す。
・　「定義府令」とは、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令を指す。
・　「犯収法」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律を指す。
・　関係条文等及び関係者の肩書きは行為時点のものである。

Ⅰ．平成 30 年度証券モニタリングの概要

１　証券モニタリングの取組方針

証券監視委の使命は、市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護並びに資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長への貢献を果たすことである。こうした中、証券モニタリングの役割は、金商業者等が市場における仲介者として、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うよう、証券モニタリングを通じて促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことにある。

証券モニタリングの対象業者は、延べ約 7,200 社に上っており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分ではない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、経済動向や業界動向等を踏まえ、金商業者等の規模・業態等に応じた効率的・効果的なモニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

証券監視委では、全ての金商業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局と連携して、各業態の規模、特性を考慮したリスクアセスメントを行い、当該リスクアセスメントを踏まえ、オンサイト・モニタリング先を選定する取組みを導入している。

また、オンサイト・モニタリングにおいては、重大な法令違反が認められた場合には、行政処分を求める勧告等を行うだけでなく、問題が発生した原因を究明し、実効性ある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいる。また、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知に「留意すべき事項」として記載することで、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、改善に向けた取組みを促している。

この他、無登録業者等による悪質な金商法違反行為に対しては、関係機関と連携して調査を行い、裁判所へ違反行為の禁止命令等の申立てを行うなどして投資者被害の拡大防止に取り組んでいる。

２　オフサイト・モニタリングの状況

第一種金融商品取引業者及び投資運用業者等に対するオフサイト・モニタリングの概要は以下のとおり。

⑴　第一種金融商品取引業者に対するモニタリングの概要

①　大手国内証券会社

大手国内証券会社に対しては、国内外のビジネスの動向を継続的にモニタリングするとともに、コンプライアンスや内部管理に係るガバナンスについて検証したほか、顧客本位の業務運営（以下「FD」という。）への取組状況、海外ビジネスにおけるリスク管理の適切性等について、社外取締役を含むシニア・マネジメントから営業員まで幅広く対話を実施した。また、不適切な情報伝達行為が認められた金融商品取引業者（以下「金商業者」という。）の情報管理態勢、経営管理態勢等について検証を実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓　国内ビジネスについて、FD の定着に向けた取組状況
- ✓　顧客取引の経済合理性等に着目したプリンシプルベースのモニタリングの実施状況
- ✓　海外ビジネスについて、本邦と各拠点におけるガバナンスの機能発揮の状況やリスク管理の高度化に向けた取組み

②　銀行系証券会社等

銀行系証券会社等に対しては、国内外のビジネス戦略を継続的にモニタリングするとともに、FD の定着に向けた取組み、銀証連携強化に伴う管理態勢の整備状況等についてモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓　FD の定着に向けた取組状況
- ✓　銀証連携の営業推進による顧客基盤の拡大に伴う利益相反管理及び優越的地位の濫用を防止するための態勢整備の状況
- ✓　グループ全体としてのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策強化に向けた取組状況（リスクベースアプローチの機能発揮状況、現金取引や異名義入金等の管理状況、経営陣の関与・取組状況等）

③　インターネット系証券会社

インターネット系証券会社に対しては、システムリスク管理態勢、IT ガバナンスの構築状況等についてモニタリングするとともに、金融商品仲介業者を活用している場合における所属証券会社としての管理状況及び非対面取引の特性を考慮したマ

ネー・ローンダリング防止及びテロ資金供与対策の取組状況等について検証を実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓　システムリスクに関する情報の経営陣への報告体制の整備状況
- ✓　サイバーセキュリティ対策の取組状況
- ✓　IT ガバナンスの構築状況等
- ✓　金融商品仲介業者を活用した営業等を行っている場合における、所属証券会社としての指導・監査等の実施状況及びその実効性
- ✓　マネー・ローンダリング防止及びテロ資金供与対策の取組状況（連絡先や IP アドレスが同一の顧客口座に係る名寄せの実施、顧客口座と異なる名義での入金や他名義の口座への預り有価証券の振替に係る検証等）

④　外国証券会社

外国証券会社に対しては、国際金融規制の見直し等を受けたグローバル戦略の変更等も踏まえつつ、日本拠点の業務運営態勢の適切性についてモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓　グローバル戦略の変更等に伴う日本拠点のビジネスモデルへの影響と業務運営態勢の変化
- ✓　グローバル戦略や各国の政治・経済・金融情勢等の変化に伴う潜在的なリスク分析の実施状況
- ✓　マネー・ローンダリング防止及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の状況
- ✓　内部管理業務の海外委託に伴う内部管理の実効性を確保するための施策
- ✓　地域金融機関等向けに販売する商品の動向やリスク管理態勢の状況

⑤　地域証券会社

地域証券会社に対しては、顧客層の高齢化が進展する中で、各社の取扱商品や収益構造等の変化に伴う業務運営態勢の整備状況等についてモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓　収益構造の変化
- ✓　主力販売商品の動向
- ✓　取扱商品のリスク分析の十分性
- ✓　販売勧誘態勢の構築状況

⑵　投資運用業者に対するモニタリングの概要

投資運用業者に対しては、当局に寄せられた情報や大手企業グループに属する投資

運用業者のガバナンスの機能発揮状況、また、私募リートや年金基金の運用受託業者の運用管理態勢等に着目したモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓　投資運用業務スキルを持った代表者等の就任状況
- ✓　利益相反管理態勢の把握の観点からグループ会社等との取引状況
- ✓　運用の外部委託の状況

⑶　その他

- ➢　第二種金融商品取引業者に対しては、投資者から寄せられた情報やファンドの出資対象事業と配当利回り等に着目したモニタリングを行った。
- ➢　投資助言・代理業者に対しては、主に顧客に誤解を生じさせる広告や虚偽の説明による勧誘を行っていないかの観点からの情報収集を行った。
- ➢　適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、投資者から寄せられた情報やファンドの出資対象事業と配当利回り等に着目したモニタリングを行った。

３　テーマ別実態把握の状況

金商業者等を巡る市場環境等の変化を踏まえ、以下の事項について実態把握を行い、必要に応じて改善を促した。

⑴　マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る実態把握

証券監視委は、毎年度公表している証券モニタリング基本方針において、平成 29 年度から、「業態横断的なテーマ別モニタリング事項」として、「マネー・ローンダリング対策（AML）、テロ資金供与対策（CFT）への取組状況」を掲げ、金商業者等について、これらに係る実態把握を実施している。

（参考）金融庁においては、平成 30 年２月６日「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、この項目では「ガイドライン」という。）を策定し、平成 31 年４月 10 日に同ガイドラインを改正した。

○　結果概要

本モニタリングにおいて、以下のとおり、対応が不十分な事例や、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクが高いと考えられる事例が認められている。

（異名義振替）

➢　当社の管理部門は、異名義振替の一覧表等を作成・保有していないため、異名義振替の発生状況（件数・内訳等）を何ら把握しておらず、事後的なモニタリングを行っていなかった。また、事前手続においても、異名義口座間での数千万円相当の株式振替を、顧客に理由を確認しないまま、顧客からの委任状に基づき行っている事例があるなど、事前手続きにおいて、AML/CFT の観点からの内容確認を行っていなかった。

（リスク評価書）

➢　当社は、グループ会社が作成したテンプレートを流用してリスク評価書を作成していたが、①リスク評価を「高」と記載した項目について、当該評価の内容、根拠となる具体的な事実関係及び判断の経緯の検討の記録がなく、所管部署もこれらを把握していない事例、②リスク評価書に、現金取引は天災など特殊なケースを除いて行わないと記載しているところ、実際には１億円超の現金取引等が行われており、管理部門もこれを認識し容認していた事例、③リスク評価を「高」と位置付けている地域に居住する顧客を全て一律に通常の顧客管理の対象としている事例等が認められた。また、疑わしい取引の届出を行った顧客を通常の顧客として管理している事例が多数存在し、仮装売買の前歴のある顧客で金融資産の約２倍の額の入金を行った顧客や、捜査関係事項照会のあった顧客で金融資産の約４倍の入金を行った顧客等も通常の顧客として管理し

ていた。

（疑わしい取引の届出）

➢　当社は、外国株式取引を行っている顧客について、海外規制当局から問い合わせがあり、所管部署において取引記録等から仮装売買の疑いがあると認識し、かつ、当該外国株式の取次先であるブローカーから取引制限又は日本の当局への報告を検討することを促されたにもかかわらず、疑わしい取引の届出の必要性を含む特段の検討を行わなかった。

○　今後の課題

近年、グローバルに展開している金融機関等が AML/CFT の不備を理由として、他国当局から罰金等を課される事案が相次いで報じられるなど、AML/CFT への国際的な関心の高まりも見られる。また、本年は第４次 FATF 対日審査が予定されており、金融機関等と当局の双方における AML/CFT の有効性も審査されることとなっている。こうした背景も踏まえ、今後も、我が国の金融システムが、国際的な信任を得続けていくためには、これまで以上に、主要な構成員である金商業者等において、経営陣の積極的な関与の下、継続的な取引モニタリングによる「疑わしい取引の届出」の的確な実施や、「実質的支配者」の確認等の実効性のある取組みが必要であり、商品・サービス、取引内容、顧客属性等に応じた態勢整備が必要である。また、証券監視委においても、リスクに応じたモニタリング活動を通じて、犯収法をはじめとした関係法令やガイドライン違反等の指摘のみならず、実際に我が国の金融システムに有害なスキームの知見等の蓄積を行い、アウトリーチ活動を含めてこうした知見の還元を行っていく。

⑵　サイバーセキュリティに係る実態把握

金融分野のサイバーセキュリティの確保は、2015 年７月に金融庁が公表した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」（以下「取組方針」という）の下、官民が一体となって、金融分野のサイバーセキュリティ強化に取り組んできたが、以下の大きな２つの状況が新たに生じてきた。

➢　近年、金融を取り巻く環境は、デジタライゼーションの加速的な進展による伝統的な金融機関のビジネスモデルの変革の動き、非金融のプレイヤーの参入などにより、大きく変化してきており、こうした動きが、利用者の利便性を大きく向上させ、生産性を高める可能性がある一方、あらゆるシステムがネットワークに繋がることにより、これまで以上にサイバーセキュリティの確保の重要性を増大させた。

➢　また、2020 年に開催が予定されている「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」（以下「2020 年東京大会」という）は、重要サービスを提供する事業

者もサイバー攻撃のターゲットとなる可能性が高いと指摘されており、2020 年東京大会に向けて、更に金融分野におけるサイバーセキュリティ対策を強化していく必要がある。

このように、金融機関を取り巻く状況が一段と困難なものとなる中、政府全体の基本戦略である「サイバーセキュリティ戦略」が改定（平成 30 年７月）されたことを踏まえ、平成 30 年 10 月、金融庁は「取組方針」をアップデートした。新たな「取組方針」においても、これまでの進捗・評価を踏まえた施策の推進として、中小金融機関に対しての実態把握と建設的対話を引続き実施するとしている。

今年度においては、「サイバーセキュリティに係る金融機関との建設的な対話と一斉把握」について、実態把握未実施先の内、地域証券会社や外国為替証拠金取引（以下「FX 取引」という。）を取り扱う業者に、新たに PTS(私設取引システム)業者や投資運用業者を加えた、第一種金融商品取引業者など８社を対象に、以下の項目について実態把握を行った。また、前年度までに実態把握を行った第一種金融商品取引業者に対して、その後の取組みの進展状況についてもオンサイトの機会に確認を行った。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓　基礎的なサイバーセキュリティ管理態勢の整備（経営陣の取組み、リスク管理、技術的対策、コンティンジェンシープランの整備と実効性確保、サイバーセキュリティに係る監査）
- ✓　当該管理態勢の実効性（セキュリティインシデントの監視・分析状況、脆弱性診断の実施状況）

○　結果概要

以下のような特徴がモニタリングを通じて明らかとなった。

- ➢　サイバーセキュリティに関する経営陣の取組みについて、各種サイバーセキュリティ・ワークショップや実態把握結果のフィードバックを契機に、経営陣が率先して取組みを推進している社がみられたものの、一方で、未だ取組みが進展していない社もみられ、経営陣の取組みに二極化が進展している状況となっている。
- ➢　経営陣のリスク認識が高い先は、経営陣も積極的に関与して取組計画を策定し、自主的に強化等を図っている。一方、多くの先ではリスク評価の実施やコンティンジェンシープランの策定といった基礎的態勢は整備途上の段階にある。
- ➢　また、基幹システムとネットワーク環境とを分離していることに安心して、サイバーセキュリティのリスク評価とその結果明らかになる脅威への対策が捗々しくない先がみられた。
- ➢　ログを取得・保存しているが、監視・分析までに至っていない先がみられた。
- ➢　脆弱性管理が委託先任せで対応状況を把握していない先がみられた。

○　今後の課題

デジタライゼーションの進展によりサイバー攻撃は複雑化・巧妙化してきており、直近では 2020 年東京大会において想定されるリスクを見据え、的確に対処していくためには、以下のような点に留意したサイバーセキュリティ対応を講じていくことが重要である。

- ➢ 経営層の適切な関与のもと、自社の情報資産の把握やリスク評価、対応態勢の構築、インシデント発生に備えたコンティンジェンシープランの整備といった基礎的なサイバーセキュリティ管理態勢を構築すること
- ➢ セキュリティインシデントの監視・分析、脆弱性診断・ペネトレーションテストやサイバー演習の繰り返し等を通じて、絶えず実効性を向上させていくこと

４　オンサイト・モニタリングの状況

平成 30 年度のオンサイト・モニタリングは、オフサイト・モニタリングによるリスクアセスメントを踏まえて、リスクベースで選定したオンサイト・モニタリング先（金商業者等）に対し、金商業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検証を進め、実効性のある再発防止策の策定につながるような深度あるオンサイト・モニタリングの実施に努めた。

平成 30 年度のオンサイト・モニタリングの実施件数は、着手ベースで 72 業者に対してオンサイト・モニタリングを実施し、前年度分からの継続分も含めて 63 業者についてオンサイト・モニタリングを終了した。63 業者のうち、重大な法令違反等が認められた 12 業者(注)については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行うとともに、法令違反や内部管理態勢等に問題点が認められた 42 業者に対して問題点を通知した。

各業態別のオンサイト・モニタリングの実施状況は表１～４のとおりである。

（注） 適格機関投資家等特例業務届出者等に対しては、平成 27 年法律第 32 号による改正金商法の施行（平成 28 年３月１日）後の法令違反行為について行政処分勧告を行うことが可能となったため、当該 12 業者には適格機関投資家等特例業務届出者に対して行政処分勧告を行った件数（１業者）を含んでいる。

５　オンサイト・モニタリングの結果に基づく勧告の状況：主な事例

⑴　第一種金融商品取引業者

〇勧誘に関し、虚偽表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

当社は、高齢顧客に対し、多数の営業員が、米国株式の乗換取引の勧誘に応じてもらうために、売却する米国株式の損益について、虚偽表示や誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

〇空売り規制違反等及び売買審査態勢の不備

当社は、外国に居住する法人顧客から受託した取引所金融商品市場における空売り注文について、当該空売りに係る有価証券について借入契約の締結その他の当該有価証券の受渡しを確実にする措置が講じられていることを確認しないまま、長期間にわたり多数の空売り注文を執行しており、また、これらの措置に係る有価証券の調達先についても確認していなかった。さらに、実勢を反映しない作為的な相場を形成させるべき行為を防止するための売買審査について、実質的な売買審査を行っていなかった。

〇売買審査態勢の不備

当社は、市場デリバティブ取引について、プログラム上の不備により、取引の一部が売買審査の対象となっておらず、また、当社の使用する売買審査システムにおける見せ玉形態の取引の抽出に係る閾値について、不適切に売買審査の対象を絞り込んでいたほか、システム設定上の不備により、休日前日の夜間取引が売買審査の対象となっていない状況が認められた。さらに、当社の売買審査において、不公正取引の疑いがあるとしてアラートが集中して発生しているトレーダーがいるにもかかわらず、深度ある対応が行われていない状況が認められた。

⑵　第二種金融商品取引業者

〇ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示をする行為

当社は、ファンドの取得勧誘に際し、ウェブサイト上の募集ページにおいて、出資金の貸付先が関与するプロジェクトや資金使途等に関し、あたかも官公庁等が関与して行う除染事業の支援業務を行う目的で、ファンドで集められた資金が貸付けられるかのような表示をしているが、実際はそのような事業は存在せず、取得勧誘時の表示のような貸付けは当初から行われていない。また、出資金の貸付先が関与する事業や返済原資等に関し、あたかもファンド借入人において、大手企業との業務提携等が予定され、これにより得られた収益を原資として返済が行われるかのような表示をして

いるが、実際にはそれらを前提とした貸付けは行われていない。

〇ファンドの取得勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

当社は、ファンドの取得勧誘に際し、当社ウェブサイト上の募集ページにおいて、出資金の貸付先が関与する事業、資金使途及び返済原資等に関し、あたかも官公庁から発注を受けた各 JV が元請負会社に発注し、借入人は当該元請負会社から各種工事の発注を受けているかのような表示やあたかも借入人において公共事業プロジェクトに対するコンサルティング業務が行われるかのような表示をしているが、実際にはそのような事実はなく、取得勧誘時の表示のような貸付けは当初から行われていない。

また、ファンドの取得勧誘に際し、ウェブサイトにおいて、当該出資金の貸付先が関与する事業、資金使途及び返済原資等に関し、本事業に係る初年度売上について、「30 億円をボトムラインとして」と記載しているところ、これについては何ら根拠の無いものであり、工事の実施状況等にかかわらず、最低でも 30 億円の売上が予定されているかのような誤解を生ぜしめるべき表示となっていた。

さらに、当社は、ファンドについて貸付実行後のモニタリング等を行っておらず、貸付金がウェブサイトに表示した資金使途どおりに使用されているかについて十分な確認を行っていなかったことから、ファンド資金の一部が、各ファンドの案件紹介等に中心的な役割を果たしていた当社取締役が実質的に支配する法人に流出していた。

〇業務改善命令に違反している状況

当社は、前回検査で認められた問題を受け、前社長を資金管理業務に一切関与させない旨を改善策として報告書に記載していたが、実際には前社長単独で資金管理業務が行われている状況が継続しており、他の取締役や内部管理統括責任者においても、このような状況を認識しながら放置し、他の役職員による資金管理状況を事後的にチェックする仕組み等も構築しなかった。また、前回検査で認められた問題を受け、分別管理の適切な実施のための態勢を整備する旨を改善策として報告書に記載しているが、実際には、出資金と営業者固有の財産を区分した経理が行われていない状況となっていた。

⑶　投資助言・代理業者

〇投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等

当社は、当社の名義をもって、金融商品取引業の登録のない者に投資助言・代理業を行わせた。また、無登録業者に名義を貸すだけで、自らが投資助言・代理業を行っている実態がないなど、投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されておらず、また、投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていなかった。

〇金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等

当社は、投資助言の実績がない銘柄について、電話勧誘において虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行い、また、メールマガジン等において、実際には特別な情報を入手していないにもかかわらず、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。さらに、投資助言後の一部期間における株価上昇率を取り出し、これをあたかも投資助言後の全ての期間を通じた実績であるかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行い、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

〇金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

当社は、買い推奨の実績のある銘柄に関し、投資助言後の一部期間における株価上昇率を取り出し、これをあたかも助言後、短期間で急騰したかのような表示等を行って、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。また、当社の前代表は、自身の立場を利用して当社の預金口座から毎月多額の出金をし、これを私的な遊興費等に費消しており、当社は、その事実を隠蔽した虚偽の決算書類を作成し、当該決算書類を含む事業報告書を関東財務局長に提出した。

⑷　適格機関投資家等特例業務届出者

〇ファンドの運用財産を流用している状況等

当社は、当社が運用するファンドの出資金の一部について、投資していた事業が失敗したことに伴い返還されたにもかかわらず、ファンドの出資者への償還に充てることなく、他のファンドの出資者のうち当社代表と親しい関係にある者等に対する償還金や、当社代表の私的費用等の一部として流用していた。

また、当社は、ファンドの清算を行う中、近畿財務局長より返済原資に係る報告徴

取命令を受け、ファンドの返済資金は、経営コンサルティング業を営むとされる法人に対する貸付金を原資とする旨の報告を行っているが、実際には、当該法人は清算結了しており、当社代表は当該事実を知っていたにもかかわらず、当社は、当該法人が未だに存続しているものとして、近畿財務局長に対し、虚偽の報告を行っていた。

６　無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

金商法第 29 条に基づく登録を受けることなく金融商品取引業を行っている業者等（以下「無登録業者等」という。）による投資者被害を防止するため、無登録業者等に対しては金商法第 187 条に基づく調査を行い、調査の結果に基づき同法第 192 条第１項に基づく裁判所への禁止・停止命令の発出を求める申立て（以下「192 条申立て」という。）を行っている。証券監視委からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止が命じられる。

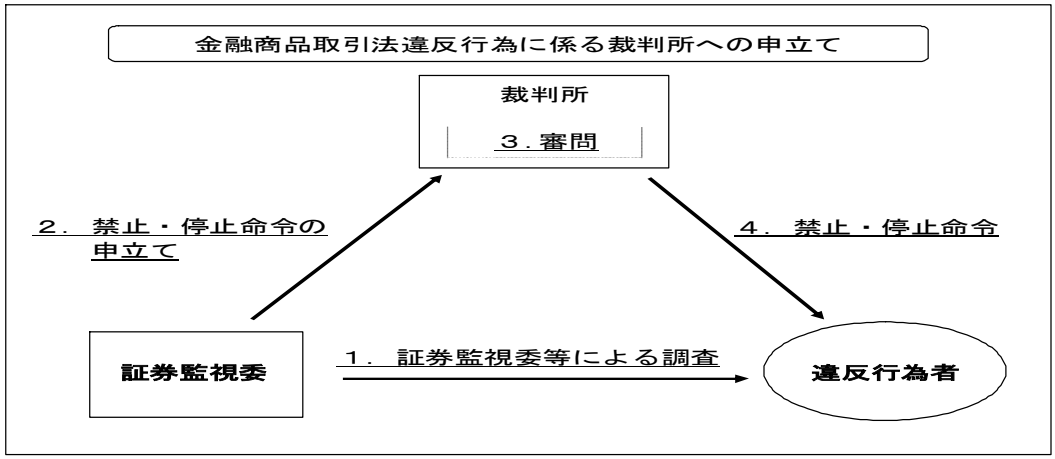

平成 30 年度に 192 条申立てを行った事例の概要は、以下のとおり。

① 電話等により、いわゆる集団投資スキーム持分の取得勧誘を行い、少なくとも、延べ約 400 名の一般投資家から延べ約 18 億円を出資させていた（無登録での第二種金融商品取引業に該当）。

② 海外の無登録業者の提供する為替自動売買システムを含む商品を少なくとも約 600 名の一般投資家に取得させ、その対価として約５億 3000 万円を支払わせていた（無登録での投資助言・代理業に該当）。

金融商品取引を行うに当たっては、取引相手方業者が金融庁（財務局）へ登録等を行っているか否かの確認を行うことが重要です。登録を受けた金商業者等以外が有価証券取引の勧誘や投資一任契約の締結の媒介を行うことは違法ですので、絶対に関わらないようにして下さい。

また、無登録で金融商品取引業を行っているとして、金融庁（財務局）が警告を行った者については、その名称等を金融庁ホームページ（下記 URL 参照）で確認することができますので、ご確認下さい。

○　無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
（https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html）

７　オンサイト・モニタリングを通じて把握したフォワードルッキングな観点での課題：留意すべき事項

証券監視委においては、その時点では問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、オンサイト・モニタリング先との間で課題認識を共有した上で、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載することを通じて実効性ある内部管理態勢の構築等を促してきたところ、平成 30 年度における主な事例は以下のとおり。

〇取締役に対する牽制等が不十分な状況

当社では、取締役 COO が、取引価格の公正性に係る監視等の業務を一人で執行しているほか、COO として社内各部を指導・監督をしている状況にある。さらに、トレーディング部等の部長職を兼務することで、当社の業務運営の中核的役割を果たしている。当社の業務運営は、取締役 COO 一人に依存した状況となっており、同取締役 COO の業務執行について他の取締役から牽制が働く態勢が構築されていないほか、同取締役が業務執行から外れた場合に備えた態勢の構築についても検討する必要がある。

〇IPO ビジネス推進に伴う公開指導業務の改善及びモニタリングの充実・強化

当社では、当社による引受審査や日本取引所による上場審査での審査質問に対する顧客回答案の作成に際し、審査上の課題を克服するために、顧客の実態と異なる回答を誘導するかのような指導や、証憑の体裁を遡及して整えるよう慫慂するかのような指導など不適切な指導に繋がりかねない事例が認められた。このような指導が放置されれば、審査の実効性が確保されなくなるおそれがある。

顧客の上場を優先するあまり、審査の実効性が阻害されることのないよう、金融商品取引業者が担うゲートキーパーの役割に立脚した指導の徹底が必要であり、外部へのメール送信といった顧客情報の取扱い、法人関係情報のモニタリングのみならず、担当者による不適切な指導が行われていないかの観点からのモニタリングなど当社の業務運営に即したモニタリングの充実・強化が必要である。

〇実効性のある内部管理態勢等の構築について

当社は、経営規模の拡大を目指す一方、内部管理態勢等を十分に機能させる取組みが不十分なことから、経営陣は、内部管理態勢等について、組織横断的な内部管理態勢の整備や、当社が主体となったシステムリスク管理態勢の整備、これらを実施するための人材育成への取組みなど、当社の目指す業容や経営計画、さらに他社との合併後の体制を踏まえた内部管理態勢のあり方について検討・議論したうえで、実効性のある管理態勢を構築していくことが必要である。

８　建議（貸付型ファンドの投資家への情報提供について）

証券監視委及び財務局では、金銭の貸付けを出資対象事業とする集団投資スキーム持分（以下「貸付型ファンド」という。）を販売する業者に対する検査において、

- ✓ 資金使途等についての虚偽表示
- ✓ 貸付先、担保等についての誤解表示
- ✓ 貸付先がファンドからの借入れを返済することが困難な財務の状況にあることを認識しながら募集を継続

など、多数の金融商品取引法違反事例や投資者被害が生じている悪質な事例が認められた(注1)。

これらの事例の背景には、貸付型ファンドの販売業者の法令等遵守態勢が不十分であったことに加え、貸金業法上の登録制度の運用上の関係から、投資家に対し貸付先の特定につながる情報の明示を控えた運用となっていることがある(注２)。

このような投資家の投資判断に必要な情報提供が不足していると考えられる状況を鑑み、平成 30 年 12 月、証券監視委は、金融庁長官等に対し、「貸付型ファンドに係る投資家保護の一層の徹底を図る観点から、投資家がより適切な投資判断を行うための情報提供や説明の拡充などの適切な措置を講ずる必要がある」との建議を行った(注３)。

（注 1）平成 28 年度以降、金融庁長官等に対し、６件の行政処分勧告を実施（同 30 年 12 月現在）

（注２）投資家の貸金業登録の要否を判断する上で、借り手を特定することができる情報が明示されないこと（匿名化）と、複数の借り手に対して資金を供給するスキームであること（複数化）が考慮の一要素とされている。

（注３）平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「規制改革実施計画」においても、「匿名化・複数化」と併存する運用上の新たな方策の検討等が掲げられていたことから、金融庁においては、同 31 年３月、投資者への情報開示の拡充を図るため、これまで考慮の一要素としてきた借り手（貸付先）の「匿名化・複数化」がなされていることとは別の方策として、借り手が法人であり、かつ、事業スキームは商法上の匿名組合契約によるものとし、投資者と借り手の接触を禁止する措置が図られている場合には、借り手の情報を開示しても、投資者の貸金業登録は不要とする個別具体的な解釈を公表。
（https://www.fsa.go.jp/ordinary/social-lending/index.html）
また、第二種金融商品取引業協会においては、金融庁と適切な措置について協議を行い、令和元年５月、貸付型ファンドにおける情報提供等の実務対応の留意点等について「貸付型ファンドに関するＱ＆Ａ」を公表。(https://www.t2fifa.or.jp/info/p-coment20190523.html)

９　総括及び今後の取組み

平成 30 年度は、金商業者等の規模、業態、その他の特性等を踏まえつつ、投資家の高収益商品への期待を反映した取扱商品を拡大する動きや、新たな業務への進出を図るなど、従来の手数料収入に依存したビジネスモデルを変更する動きに着目したリスクアセスメントを行い、業務運営態勢や勧誘実態に懸念があるなど、早期に深度ある検証が必要な金商業者等について、積極的にオンサイト・モニタリングを実施した。

その結果、証券会社においては、外国株式の取引勧誘に応じてもらうために、多数の営業員が虚偽表示や誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた事案、第二種金融商品取引業者においては、ファンドの取得勧誘に関して、存在しない事業を出資先の事業としていたことや、大手企業との業務提携等が行われている等の虚偽の表示を行っていた事案、投資助言・代理業者においては、助言実績がない銘柄を助言実績のある銘柄だとしたことや、特別な情報がないにも関わらず、特別の情報を入手しているとの虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った事案等が認められ、これらについて行政処分勧告等を実施した。

このほか、ＩＴ化の進展に伴い、多種多様な業種からネット上での集客ビジネスのノウハウを持つ者がソーシャルレンディングや投資助言・代理業等に参入する事例が増えており、このような業者に対しても適確にモニタリングを実施した。

証券モニタリングの対象業者数は多数であり、業務内容や取扱商品が多岐にわたる中、依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意識・態勢が十分ではない金商業者等も存在しているため、経済動向や業界動向等のマクロ的分析を踏まえた効率的・効果的なモニタリングに努め、各業者の特性に応じたリスクの所在を早期に把握することが重要と考えられる。

近年、多くの金商業者等においては、従来型の売買手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が難しくなっている中、営業手法として預り資産拡大による安定的な収益構造へ変革を図っている一方、海外の金融商品や高収益のファンドの取扱いなど、取扱商品を拡大する動きがみられている。

今後も、こうしたビジネスモデルの動向・変化の中で、過大な営業目標や現場のリソースを超えた多大な負担から生じ得る投資家への不適切な営業の可能性を念頭に、必要な内部管理態勢の構築状況、更にはこうした問題の背後に潜む経営の意図・経営資源の不十分な配分等に着目したリスクアセスメントを行い、金商業者等の課題・問題点を早期に発見していくような証券モニタリングの高度化を図っていく。

表１　検査終了件数

（単位：件）

区　分	26年４月～27年３月	27年４月～28年３月	28年４月～29年６月	29年７月～30年６月	30年７月～元年６月
検査終了件数	277	191	111	39	63
金融商品取引業者	232	128	71	34	51
第一種金融商品取引業者	86	58	34	23	31
第二種金融商品取引業者	94	33	15	5	7
投資助言・代理業者	38	31	15	5	8
投資運用業者	14	6	7	1	5
登録金融機関	1	0	1	0	3
適格機関投資家等特例業務届出者	24	35	28	4	3
金融商品仲介業者	16	18	6	1	3
信用格付業者	0	2	0	0	0
自主規制機関等	0	3	3	0	2
投資法人	1	2	1	0	1
その他	3	3	1	0	0

（注）「検査終了件数」とは、検査年度中に検査が終了した件数をいい、前検査年度以前着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。

表２　勧告実施件数

（単位：件）

区　　分	26年４月 ～27年３月	27年４月 ～28年３月	28年４月 ～29年６月	29年７月 ～30年６月	30年７月 ～元年６月
証券検査の結果に基づく勧告	16	18	39	8	12
証券監視委の行った検査に基づく勧告	5	5	10	1	5
財務局等の行った検査に基づく勧告	11	13	29	7	7

表３　問題点が認められた業者等の数

区　　分	26年４月 ～27年３月	27年４月 ～28年３月	28年４月 ～29年３月	29年４月 ～30年６月	30年７月 ～元年６月
問題点が認められた業者等の数	105	72	76	30	42
不公正取引に関するもの	7	3	4	6	1
投資者保護に関するもの	71	54	64	13	16
財産・経理等に関するもの	19	7	12	1	6
その他業務運営に関するもの	52	32	32	20	35

（注１）「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

（注２）「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

（注３）「その他業務運営に関するもの」には、システムリスク管理態勢の不備や取引時確認の不備等が含まれている。

なお、平成30年度においては、売買管理態勢や苦情管理態勢、個人情報管理態勢の不備や経営陣のガバナンスの問題等が認められた。

表４　法令違反行為別の指摘件数

法令違反行為（注１）	業態					
	第一種	第二種	投資助言・代理業	投資運用業	適格機関投資家等特例業務	合　計
無登録募集等		２	７		１０	１９
人的構成を有しない状況		７	５			１２
法定純財産額に満たない状況	１					１
標識の未掲示等			１			１
無登録業者に対する名義貸し		２	４			６
事実に相違する広告等		１	２			３
契約締結前交付書面の記載不備		１	１			２
契約締結時交付書面の記載不備		１	１			２
顧客に対する虚偽告知	１	３	４			８
断定的判断の提供等			２			２
特別の利益の提供			１			１
顧客に対する虚偽表示	１１	４				１５
重要な事項に関する誤解表示	１５	４	２			２１
法人関係情報を提供した勧誘	（注２）３					３
法人関係情報の管理不備	（注２）３		１			４
顧客に必要な情報の不適切な通知	１					１
システム管理不備	１					１
出資金の流用を知りながらの募集等		２				２
顧客資産の分別保管の未実施	１	１			１	３
損失補てん	１					１
専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買	１					１
忠実義務違反				１	２	３
帳簿書類の未作成・未保存			２			２
虚偽の事業報告書の提出等		２	２			４
自己資本規制比率の法定基準未満等	１					１
届出事項の未届出等	１		２			３
業務の運営等に問題のある行為	８	５	９	２	１５	３９
報告徴取命令の虚偽報告等		３	１		１	５
不正の手段による登録		１				１
金商業に関する不正行為等（注３）	１	３				４

未登録者による外務員行為	（注４）１					１
検査忌避		１				１
監督上の処分に対する違反		１				１
空売り規制違反	１					１
売買管理態勢の不備	２					２
合　　計	５４	４４	４７	３	２９	１７７

（注１）法令違反行為の件数は、平成 26 年度から同 30 年度までに勧告を行った業者等の数としている。

（注２）金融商品仲介業者の法令違反行為１件を含む。

（注３）「金商業に関する不正行為等」（金商法第 52 条第１項第９号）の具体例は、「Ⅱ．７ 投資者保護上重大な問題（資金流用等）が認められた業者」を参照。

（注４）「未登録者による外務員行為」は、金融商品仲介業者の法令違反。

監視委コラム

ソーシャルレンディングへの投資について

～貸付先に関する情報（事業内容、資金使途など）を確認しましょう～

近年、低金利下において利率５％以上といった高利回りを掲げるソーシャルレンディング（融資（貸付）型クラウドファンディング）への投資が注目されています。投資家の皆様は、投資判断の際に、ファンド販売業者が開示している貸付先に関する情報を確認されていますでしょうか。

ソーシャルレンディングへの投資に関する情報については、令和元年５月に公表された「貸付型ファンドに関するＱ＆Ａ」（第二種金融商品取引業協会）によって、貸付先の業種、事業内容、貸付条件、資金使途など投資判断の参考となるような情報が含まれることが明確化され、ファンド販売業者にはこうした情報を開示することが求められています。

これまで、ソーシャルレンディングの実務では、投資家に対し貸付先の特定につながる情報の明示を控えた運用が行われていましたが、証券監視委は、こうした状況を改善するため、平成 30 年 12 月、投資家の皆様がより適切な投資判断を行うための情報提供や説明内容の拡充などの適切な措置を講ずる必要がある旨、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して建議を行いました。また、金融庁は、平成 31 年３月に、貸付先に関する情報の開示が可能となる解釈を公表し、上記の業界の取組みへと発展しています。

（参考）ソーシャルレンディングは、新規・成長企業などと資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から小額ずつ集めた資金を企業に融通する仕組みであり、市場規模は年々拡大しています。

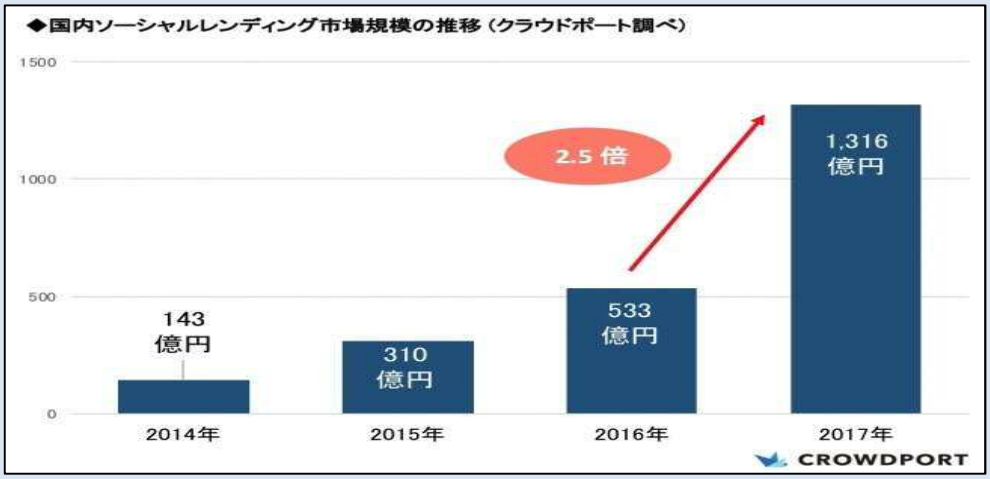

出典：CROWDPORT

監視委コラム

無登録で金融商品取引業を行う者に注意！

詐欺的な投資勧誘による被害が、高齢者を中心に後を絶ちません。有価証券取引の勧誘や投資一任契約の締結の媒介といった金融商品取引を業として行うには、金融庁（財務局）の登録が必要ですが、登録を受けずに金融商品取引業を行う悪質な無登録業者が存在します。

～被害を防ぐために～

①　業者が登録されているか確認

➢　勧誘を行ってきた業者が登録業者であるか否かの確認を行うことが重要です。登録がされていても、金融庁（財務局）として、その業者の信頼性を保証するものではありませんが、登録を受けた金商業者等以外が金融商品取引行為を行うことは違法ですので、絶対に関わらないようにしてください。

また、無登録で金融商品取引業を行っているとして、金融庁（財務局）が警告を行った者については、その名称等を金融庁ホームページ（下記 URL 参照）で公表していますので、こちらもご確認ください。

○　無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
（https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html）

➢　海外所在業者であったとしても、日本の居住者を相手方として金融商品取引を業として行う場合には登録が必要です。無登録の海外所在業者は業務の実態等の把握が難しいため、契約を行わないようにしてください。

②「元本保証」、「必ず儲かる」という勧誘に注意

➢　元本や利回りを保証して勧誘することは、登録を受けている金商業者等であっても禁止されており、特に現状の金利水準を大幅に上回る利回りを提示して勧誘する業者については十分注意してください。

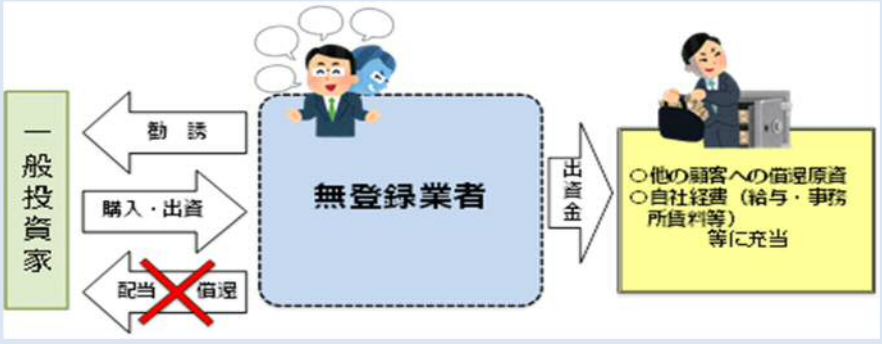

証券監視委においては、無登録業者による投資者被害を防止するため、監督局、各財務局等及び捜査当局との連携を強化し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用するとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者名等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していきます。

Ⅱ．オンサイト・モニタリング
指摘事例
（平成 26 年度～平成 30 年度）

1　第一種金融商品取引業者

(1) 顧客勧誘の状況に係る事項

- 米国株式取引の勧誘に関し、虚偽表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第 38 条第８号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号〕:
  【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

高齢顧客に対し、多数の営業員が、米国株式の乗換取引の勧誘に応じてもらうために、売却する米国株式の損益について、虚偽表示や、誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社においては、近年、米国株式市場が堅調に推移していることなどから、米国株式営業に注力してきているところ、高齢顧客に対し、多数の営業員が、米国株式の乗換取引の勧誘に応じてもらうために、売却する米国株式の損益について、損失の額を実際の額よりも過少に伝える、又は、損失が発生しているにもかかわらず利益が発生している旨を伝えるなどといった虚偽表示や、誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

（例）１株＝1,000 ドルの銘柄を１ドル＝120 円の時に買い付け（1,000×120＝12 万円で買付け）、その後、１株＝1,100 ドル、１ドル＝100 円の時に売却（1,100×100＝11 万円で売却）した場合、為替差損益を考慮した円ベースの損益は売却時の円換算額（11 万円）から買付時の円換算額（12 万円）を差し引いた額（▲１万円）となるところ、かかる損失額ではなく、ドルベースの利益（1,100－1,000＝100 ドル）を売却時のレート（１ドル＝100 円）で円換算した利益額（100×100＝１万円）を伝えることにより、円ベースの損失を、利益が出ているものと誤解させた。

なお、上記行為の背景として、当社においては、

① 営業部門の責任者が、社内検査において、米国株式の取引に関し不適切な勧誘行為が行われている旨が何度も指摘されていたにもかかわらず、営業員に手数料目標の達成を強く求め、顧客の利益よりも収益獲得を優先する営業を是正してこなかった、

② 経営陣が、上記社内検査の結果を把握していながら、再発防止のための実効的な改善措置について、何ら指示しておらず、結果的に営業優先の企業風土を醸成していた、

などの状況が認められた。

外国株式取引に関し、営業員主導の過度な取引によって顧客が損失を被っている状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 30 年度】

【概要】

営業員の勧誘に従って取引を行う高齢顧客に高頻度で売買を繰り返させることで収益を稼いでいる状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、米国株を中心とする外国株式取引による収益が年々増加し、収益全体の約３割を占めるに至っている。一方、外国株式取引にかかる顧客収支をみると、米国株式市場が好調に推移しているにもかかわらず、スプレッド負担が大きく影響し、大幅なマイナスとなっている。

・　顧客の取引状況を検証したところ、営業員の勧誘に従って取引を行う高齢顧客に高頻度で売買を繰り返させることで収益を稼いでいる状況となっていた。

・　当社は、顧客収支改善のため、スプレッド率の引き下げやモニタリングの強化を行っているが、営業員に自身の営業姿勢に問題がないか確認したところ、高頻度での売買に難色を示されても、繰り返し説明し、最終的に顧客に納得してもらった上で受託しているので問題はないとしているなど、営業姿勢を改善させるには至っていないと認められた。

投資信託に関し、不適切な解約の引止めが行われている状況等〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 30 年度】

【概要】

顧客意向に沿わずに投資信託の解約引止めを行っている不適切な行為が複数認められた。また、営業企画部長等が、各部店に対して解約金額を抑制させることにより平均保有期間の長期化を図ろうとして、実現困難な解約金額による達成を指導している状況が認められた。

【検査結果の要旨】

顧客意向に沿わずに投資信託の解約引止めを行っている不適切な行為が複数認められた。その背景として、営業本部が過去の実績等を十分考慮せず、投資信託残高の純増を目標に掲げ、個人業績評価や部店評価における評価ウェイトを引き上げていた。

また、投資信託の平均保有期間の長期化を図るため、平均保有期間が短い部店に対し、個別の実情を考慮することなく、現実的に実現が極めて困難な解約金額を前提とした改善策を求めていた。

（留意点）

当社の経営陣は、相応の管理態勢を整備しており、顧客本位の営業が行われていると認識し、この結果、経営陣は、個別の実情を踏まえないまま営業店への指示・指導を行った結果、営業現場に歪みを生じさせていた。

- NEXT NOTES S&P500 VIX インバース ETN に関し、不適切な勧誘が行われていた状況等〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 30 年度】

【概要】

顧客への勧誘に際し NEXT NOTES S&P500 VIX インバース ETN の商品の特徴や早期償還条項等のリスクを十分に把握しないまま、不正確又は不十分な説明を行った。また、本商品の早期償還後、顧客からの苦情等について、証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）の紹介等の適切な顧客対応が迅速に行われていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は本商品の取扱いに際し、上場商品であり、当社が既に取り扱っている ETN という商品分類であったことから、商品性の内容の検証を行っておらず、また、当社における取扱いの是非や取扱う場合の勧誘時の留意点についての検討を行っていなかった。

また、コンプライアンス企画部においても、本商品の複雑な商品性、リスクの特徴、留意点等を十分確認しておらず、また、早期償還条項についても見逃していたため、これらについて特に説明するよう営業店に注意喚起を行わなかった。

その結果、営業員は、顧客への勧誘に際し、本商品の特徴や早期償還条項等のリスクを十分に把握しないまま、不正確又は不十分な説明を行った。また、本商品の早期償還後、顧客からの苦情等について、お客様相談室を含む業務指導統括部において、営業店からなされた苦情報告の内容等の検証を十分に行っていなかったことから、本商品勧誘時の不正確な説明を看過しており、その結果、証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）の紹介等の適切な顧客対応が迅速に行われていなかった。

- 公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて勧誘する行為及び当該情報の不適切な取扱い〔金商法第 51 条〕:【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて株式の買付けの勧誘を行うとともに、管理の適切性等をチェックすべき関連部署が問題意識を有することなく長期間容認しているなど、内部管理態勢が著しく杜撰なものとなっていた。

【検査結果の要旨】

当社において、複数の営業員が一部の顧客に対して公表前のアナリスト・レポートに

記載される情報（銘柄のレーティングや目標株価等）を用いて株式の買付けを勧誘していたほか、長期間にわたり、アナリスト・レポートの公表前に、同レポートに記載される情報を社内放送等を通じて全営業員に伝達・周知するなど、アナリスト・レポートに記載される情報の取扱いが極めて不適切なものとなっていた。

また、アナリスト・レポートの管理の適切性等をチェックすべき関連部署は、上記のような不適切な勧誘が容易に行われる状態であったにもかかわらず、問題認識を有することなく長期間にわたって容認しており、内部管理態勢は著しく杜撰なものとなっていた。

さらに、経営陣は、営業態勢については積極的に整備する一方、法令等遵守態勢や内部管理態勢については規制環境の変化や規制の趣旨を十分に踏まえた実効性のある態勢を整備してこなかった。

- 高齢顧客への販売勧誘に係る不十分なモニタリング〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 27 年度】

【概要】

高齢顧客への高リスク商品に係る取得勧誘に際し、顧客の勧誘開始基準への適合状況について、事後的にモニタリングを行うことができない状況となっていた。

【検査結果の要旨】

当社は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の高リスク商品を高齢顧客に勧誘するに際しては、部店長等が、当該顧客と面談を実施した上であらかじめ定めた勧誘開始基準への適合状況を確認の上、高齢顧客に対する営業員の取得勧誘の実施を事前に承認することとしている。しかし、勧誘開始基準への適合状況を確認するための項目の一部が事前に承認する際の記録様式から漏れていたほか、確認項目の一つとなっている顧客の投資方針の変更手続について、社内規程が整備されておらず、顧客の投資方針の変更の妥当性の検討を行わないまま変更することが可能な状況となっていた。

こうしたことから、高齢顧客に対する高リスク商品の勧誘が勧誘開始基準に適合しているかどうかについて、事後的にモニタリングを行うことができないこととなっていた。

⑵　売買管理・審査態勢に係る事項

- 空売り規制違反等〔金商法施行令第 26 条の２の２第１項、金商法第 162 条第１項、金商法第 38 条第９号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第 24 号の２〕:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

取引所金融商品市場における空売り注文について、決済措置が講じられていることを

確認しないまま、長期間にわたり多数の空売り注文を執行していた。

【検査結果の要旨】

当社においては、外国に居住する法人顧客から受託した取引所金融商品市場における空売り注文について、当該空売りに係る有価証券について借入契約の締結その他の当該有価証券の受渡しを確実にする措置（以下「決済措置」という。）が講じられていることを確認しないまま、長期間にわたり多数の空売り注文を執行していた。また、当該注文の執行に際して、これらの決済措置に係る有価証券の調達先についても確認していなかった。

こうした杜撰な空売り注文の受注・執行態勢により、当社が行った空売りについて、当社と顧客との間で多数の決済遅延が発生している。

- 売買管理態勢の不備①〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第 12 号〕:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

実勢を反映しない作為的な相場を形成させるべき行為を防止するための売買審査について、実質的な売買審査を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、実勢を反映しない作為的な相場を形成させるべき行為を防止するための売買審査について、売買審査を行うべき取引を著しく狭く限定するとともに、抽出された取引についても、実質的な売買審査を行っていなかった。

また、当社において売買審査を行うべき取引を抽出するためのシステムには、当社が受託した取引の一部が取り込まれておらず、売買審査を行う上で必要となるデータそのものが不足している状況が認められている。なお、当社は、これを改善するためのシステム修正を行っているが、当該システム修正の結果、必要なデータが全て取り込まれているかどうかについて、未だ検証できていない。

- 売買審査態勢の不備②〔金商法第 38 条第８号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第 20 号、金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第 12 号〕:【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

実勢を反映しない作為的な相場が形成されることになることを知りながら有価証券の売買取引の受託等を行うとともに、関連が疑われる複数の顧客を一体として捉えた売買審査を実施していないなど、売買管理が十分でないと認められる状況であった。

【検査結果の要旨】

当社の歩合外務員Ａは、複数の顧客がグループを構成し、買い上がり買付けや終値関与によって、株価を引き上げることを意図していることを知りながら、当該顧客らによる一連の買付注文を受託・執行した。

また、売買審査について、関連が疑われる複数の顧客を一体として捉えた売買審査を実施していないほか、自ら抽出した売買審査を行うべき取引について、売買審査の結果に応じた適切な措置を講じていない事例等が複数認められた。

- 市場デリバティブ取引に係る売買管理態勢に不備がある状況〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第 12 号〕:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

市場デリバティブ取引における一部取引について、十分な売買審査が行われていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、市場デリバティブ取引について、取引システムのプログラム上の不備により、取引の一部（手動での一括取消注文、アルゴリズム取引における分割注文）について、取引データが売買審査システムへ送信されておらず、売買審査の対象となっていない状況が認められた。

また、当社の使用する売買審査システムにおいて、見せ玉形態の取引の抽出に係る閾値について、担当者が発注から注文取消しまでの時間を短い時間に設定変更し、不適切に売買審査の対象を絞り込んでいる状況や売買審査システムに係る設定上の不備により、休日前日の夜間取引が売買審査の対象となっていない状況が認められた。

さらに、当社の売買審査において、不公正取引の疑いがあるとしてアラートが集中して発生しているトレーダーがいるにもかかわらず、当該トレーダーに対する取引意図の確認や取引内容の分析などの対応が行われていない状況が認められた。

上記のような売買管理態勢の下、当社においては、海外グループ会社による長期国債先物に係る相場操縦取引を受託・執行し、当該不公正取引を看過している状況が認められている。

- 売買審査態勢の不備③〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 29 年度】

【概要】

自らが行った特定銘柄に係るブロックトレードについて、実効的な売買審査を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、日本取引所自主規制法人より、自らが行った特定銘柄に係るブロックトレードに関して注意喚起を受け、価格形成の観点から問題があるおそれを認識していたにも関わらず、以下のとおり、不十分な対応にとどまっており、実効的な売買審査を行っていない状況が認められた。

ア．第一線であるフロント部署は、注意喚起後も特段の注意を払うことなく受注・執行を行っているほか、価格形成の観点からの事後的なモニタリングを実施しなかった。

イ．第二線であるコンプライアンス部は、通常の売買審査業務で手一杯であったことから、注意喚起後もブロックトレードに着目した売買審査を実施していなかった。

ウ．CEO は、ブロックトレードに係るモニタリングの対応状況について、報告を求めなかった。

➢　売買審査態勢の不備④〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 26 年度】

【概要】

日経平均株価等の銘柄入替え日の前日等の特定日の取引に着目した売買審査を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、日経平均株価等の銘柄入替え日の前日などには引値保証取引などのために市場の公正な価格形成を歪める取引が行われる可能性があるにもかかわらず、特定日の取引に着目した売買審査や、大引け間際の発注手法や特定時間帯の関与率に着目した売買審査を行っていないなど、売買審査態勢に不備が認められた。

➢　引値保証取引を行う際の対応が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:
【平成 27 年度】

【概要】

引値保証取引を行うに際し、取引規模を勘案した注意喚起など必要な対応を講じておらず、引値保証取引に係る管理態勢には問題があるものと認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客から日経平均株価構成銘柄の入替えに伴う引値保証取引を複数社から大量に受託し、その反対の引値保証取引を主に他の１者との間で行った際に、その取引規模から同者によって相場に過度の影響を与え得る取引が行われる可能性を十分に想定できたにもかかわらず、注意喚起など必要な対応を講じておらず、引値保証取引に係る管理態勢には問題があるものと認められた。

➢　法人関係情報に係る管理態勢の不備及び法人関係情報を提供した勧誘〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第５号、金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第 14 号〕:【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】
　アナリストが上場会社への取材等で取得した情報について、法人関係情報への該当性について審査がほとんど実施されておらず、また当該取材で取得した法人関係情報を営業員が顧客に提供して勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】
　当社は、アナリストが上場会社への個別取材等で取得した情報のうち、非公表のものには法人関係情報が含まれている可能性があるにも関わらず、法人関係情報の該当性については、アナリスト自身の判断に委ねられており、コンプライアンス部署において、審査がほとんど実施されていなかった。
　また、当社のＡアナリストは、上場会社である甲社に対する個別取材において、公表前の半期の連結業績予想（営業利益）に関する法人関係情報を取得した翌日に、当社営業員１名及び少なくとも１顧客に対し、電話によって同情報を伝達している。そして、同情報の伝達を受けた当該営業員が同日中に、少なくとも 33 顧客に対し、甲社情報を甲社から公表される前に提供して甲社株式の買付けの勧誘を行っていた。

（留意点）
　金商業者は、法人関係情報を入手し得る立場であることから、その厳格な管理等が求められている。
　上記の案件においては、上場会社に対する取材によりアナリストが取得した非公表の情報について、法人関係情報該当性の検討を、実質的にアナリスト自身の判断のみに委ねていたことから、法人関係情報該当性の検討がコンプライアンス担当者等によって行われないまま、当該非公表の情報を対外的に提供しており、その結果として、一部の顧客に対して選択的に法人関係情報が伝達されていた状況は、投資者間の公平性や市場の公正性を歪めるものであり、第一種金融商品取引業者の業務運営の状況として、極めて不適切なものである。

⑶　財産・経理等に係る事項

➢　分別管理を適切に行っていない状況〔金商法第 43 条の２第２項〕:【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】
　金融商品取引業に関して顧客から預託を受けた金銭を正確に把握しておらず、分別管理を適切に行っていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、非上場株式等の売買等に係る業務及びファンドの取得勧誘に係る業務（以下、非上場株式等の売買等に係る業務と併せて「両業務」という。）に関し、顧客から金銭の預託を受け、業務システムを使用して両業務に係る当該金銭の管理を行うとしていたが、当該金銭を正確に算定するために必要となる社内規程や業務システムを整備するなどの内部管理態勢を構築しないまま両業務を運営していたため、当該金銭を正確に把握できておらず、当該金銭について適切な分別管理ができていない状況を継続させていた。

（留意点）

上記の両業務に関し、顧客から金銭等の預託を受けることを業務（有価証券等管理業務）として行う第一種金融商品取引業者には、金融商品取引業務を廃止した場合等に、顧客の預託した金銭が確実に返還されるように分別管理をすることが義務付けられているところ、上記のとおり、顧客から預託を受けた金銭の正確な額を把握していない状況は、金商法第 43 条の２第２項に違反するものと認められる。

※　第二種金融商品取引業を行う法人であって、資本金の額が 5000 万円以上である金融商品取引業者は、ファンドの出資持分の募集の取扱いに関して、顧客から金銭の預託を受ける場合、銀行口座でファンド出資金であることを名義により明らかにするなどの方法により、当該金銭と自己の固有財産とを分別して管理していることを要件として、金融商品取引業の定義から除かれる（定義府令第 16 条第１項第 14 号）。しかし、当社の第二種業務の状況は、上記の要件を満たしていないため、当社が顧客から金銭の預託を受ける行為は、有価証券等管理業務に該当し、有価証券等管理業務として行うべき分別管理の義務に違反するもの。

- 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準に満たない状況等〔金商法第 46 条の６第１項及び第２項、第 50 条第１項並びに第 52 条第１項第３号（同法第 29 条の４第１項第５号ロに該当することとなったとき）〕:【平成 26 年度】

【概要（勧告事案）】

当社の純財産額及び自己資本規制比率は、法令で定める基準（それぞれ 5000 万円・140%）を下回る状況となっていたが、その事実を隠蔽していた。

【検査結果の要旨】

当社は、純財産額及び自己資本規制比率が法令で定める基準を下回る状況にあるにもかかわらず、その場合に法令で必要とされる当局への届出を行わず、また、その事実を隠蔽するために虚偽の純財産額等を基に自己資本規制比率を算出し、当局への月次の届出を行っていた。

- 財務の健全性を確保するための十分な経営管理態勢が構築されていない状況〔内部管

理態勢不備に係る指摘〕:【平成 29 年度】

【概要】

親会社に対する無利息・無担保での貸付けを長期に亘り繰り返しており、その影響や妥当性等について検討を行っていないなど、財務の健全性を確保するための経営管理態勢に問題が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、自己資本規制比率が長期に亘って低迷しており、目標数値を継続的に下回っている状況の中、親会社からの指示に従って、親会社に対する無利息・無担保での貸付けを長期に亘り繰り返し行っており、自己資本規制比率を含む財務の健全性に与える影響やその妥当性等について、取締役会、経営会議等で議論・検討を行っていないなど、財務の健全性を確保するための経営管理態勢に問題が認められた。

⑷　その他業務運営等に係る事項

- 引受審査が十分でないと認められる状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:
  【平成 30 年度】

【概要】

引受審査において、上場予定会社のビジネスの社会性、成長性、安定性といった項目に係る審査が不十分な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、賃貸用不動産を販売する複数の上場予定会社の引受審査を実施している。

引受審査資料等を確認すると、①当該上場予定会社が想定する顧客層は、必ずしも豊富な資力や不動産投資に係る知識、経験を有する個人ではないこと、②当該上場予定会社は、銀行からの借入金を主な原資として多額かつ長期間の事業への投資を勧誘していること、③当該上場予定会社が顧客に交付した賃貸不動産事業の収支シミュレーションは、収入については大きく下振れするリスク（入居率を高く、賃料の下落率を低く想定）、また、支出については大きく上振れするリスク（設備更新費、修繕費等を未計上）を内在していることが伺える。

当該上場予定会社が顧客に提示した収支見通しに内在するリスクが顕在化した場合、不動産投資の知識や経験が乏しい顧客が、収支シミュレーションで示されたキャッシュフローを受領できず、賃貸不動産事業が行き詰ることとなり、こうした顧客の実態が流布される結果、 当該上場予定会社のビジネスモデルの危うさが広く認知されること等によって、 当該上場予定会社のビジネス展開が困難となるリスクに直結するが、当社は、引受審査の過程において、このような観点からの検討を十分行っていない。

　このような当社の引受審査は、公開適格性（事業の適法性及び社会性）や業績の見通し（企業の成長性及び安定性）といった項目に係る審査が不十分である。

➢　なりすまし等調査に係る内部管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 30 年度】

【概要】
　なりすまし等調査の対象抽出が社内規則に則って行われておらず、また、なりすまし等調査の方法や問題口座の取引停止措置等の実施状況が不適切な状況が認められた。

【検査結果の要旨】
　当社コンプライアンス部門は、コンプライアンス責任者等の承認を得ることなく、社内規程に定められた、なりすまし等調査に係る抽出基準を変更することで、調査対象を絞り込み、調査対象が大幅に減少している状況が認められた。
　また、当社は、異住所で同一電話番号・同一メールアドレスの口座を対象になりすまし等調査を行っており、非対面取引を所管する営業部門であるカスタマーサポートセンターの内部管理責任者は、オペレーターに対して、登録されている電話番号等を変更させることが目的であると受け取られかねない不適切な指示を発出していた。
　さらに、当社は、なりすましの疑いがある等の問題が認められた口座に係る取引停措置やその解除の権限を、統括管理者ではなく、営業部門であるカスタマーサポートセンターに委ね、同センターでは、なりすまし等調査の対象顧客に連絡がとれなかったとして、取引停止措置を実施しなかったことや、社内規程上の取引停止措置解除の要件である、本人確認書類の受入れ及び取引時確認の実施を行わないまま電話確認のみをもって取引停止措置を解除するなど不適切な状況が認められた。

（留意点）
　上記問題の発生原因は、当社のカスタマーサポートセンター長において、なりすまし等調査の趣旨についての理解が欠けており、なりすましの疑い等の問題が認められた口座に対し、厳格な管理を行うことの重要性についての認識が欠けていたことや、コンプライアンス部門によるカスタマーサポートセンターに対する監督・指導がいずれも十分でなかったことにある。

➢　マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスク管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 30 年度】

【概要】
　当社のリスクに応じた顧客管理が行われていないなど、マネー・ローンダリング及び

テロ資金供与に係るリスク管理が適切に行われていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社では、例えば以下のとおり、当社のリスクに応じた顧客管理が行われていないなど、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスク管理が適切に行われていない状況が認められた。

・　ケイマン諸島等の地域に居住する者との取引を国際通貨基金が公表するオフショア金融センターリストに掲載されているなどの理由からリスク評価書上のリスクを「高」と位置づけているが、これらの地域の法人顧客はいずれも通常の顧客として扱っている。

・　疑わしい取引の届出先は、リスクを「高」と位置づけているが、当該届出を行ったにもかかわらず通常の顧客として扱っている顧客が多数存在する。

・　現金取引は特殊な場合を除いて行わないことを理由にそのリスクは「中」と位置づけているが、実際には、高額の現金取引等が行われており、コンプライアンス統括部等もこれを容認していた。

また、異名義振替の一覧表等を作成・保有していないため、当社において異名義振替の発生状況（件数・内訳等）を把握しておらず、事後的なモニタリングも行われていなかった。さらに、異姓・異名義の口座間での数千万円相当の株式振替を、顧客からの委任状に基づき、原因不明のまま行っている事例があるなど、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスク管理の観点からの内容確認が確保されていなかった。

➢　投資信託等の解約意向に係る不十分な苦情管理態勢〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 26 年度】

【概要】

営業部店で投資信託等の解約意向を受け付けてくれないとの顧客の苦情が増加していたにもかかわらず、その原因を分析して経営陣に適切に報告するなどの対応を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社コンプライアンス部門は、営業部店で投資信託等の解約意向を受け付けてくれないとの顧客の苦情が増加していることを認識していたにもかかわらず、その発生原因を分析し、分析結果を経営陣に適切に報告し、顧客対応の改善や再発防止策の策定等に活用するなどの対応を行っていない状況が認められた。

➢　スリッページの取扱いに係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 26 年度】

【概要】

証券 CFD 取引（店頭有価証券関連デリバティブ取引）において、不適切なスリッページの取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、証券 CFD 取引において、顧客の発注時に提示されていた価格と約定処理時の最新の価格を比較し、最新価格で約定する方が当社にとって有利な場合（顧客にとって不利な場合）には、スリッページが発生したとして最新価格で約定する一方、最新価格で約定する方が当社にとって不利な場合（顧客にとって有利な場合）には、スリッページを発生させず、顧客の発注時に提示されていた価格で約定するといった取扱いを行っていた。

➢　システムリスク管理態勢の不備①〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第 14 号〕:【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】

システム障害の管理の状況は、システム障害の件数、顧客影響数及び原因分析や、改善・再発防止策などの実施状況を正確に把握できていない状況になっており、また、発生した障害の原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じることができる態勢とは認められない状況となっている。さらに当局にシステム障害が報告されていない事例や適時に顧客に告知していない事例が認められるなど、極めて不適切な状況にあるものと認められたほか、システム開発の管理不備、システムに関する内部監査が機能していない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

○　システム障害の管理が極めて不適切な状況

当社のシステム障害の管理の状況は、発生日時や事象の異なる複数のシステム障害が１件にまとめられ、実際に発生したシステム障害件数よりも大幅に少ない件数が執行役等に報告されており、執行役等もこれを容認していることなど、システム障害の件数、顧客影響数及び原因分析や、改善・再発防止などの実施状況を正確に把握できない状況となっているほか、金融庁長官に報告されるべき多くのシステム障害が報告されていない事例や、システム障害の発生を適時に顧客に告知していない事例が認められるなど、極めて不適切な状況にあるものと認められた。

○　システム開発の管理の不備

当社のシステム開発の管理は、システム開発における品質管理を定めたガイドラインにおいて、基本的なテスト項目に漏れがあることから、開発工程におけるプログラ

ム不具合等をテストで検出できておらず、品質管理が不十分なものとなっており、開発後に顧客に影響を及ぼす多数のシステム障害が発生していることなどの不備が認められた。

○　内部監査が機能していない状況

システムの実務運営上の問題を検出するだけの知識を有する監査要員が不足しており、また、実際にはシステム開発における品質管理や進捗管理に係る検証を実施していないにもかかわらず、これらについておおむね問題ないことを確認した旨を取締役会等に報告していた。

（留意点）

業務基盤がシステムにより担われている金融商品取引業者において、システムが安全かつ安定的に稼働することは、金融商品市場及び金融商品取引業者に対する信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

当社の状況は、法令が求める「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理」が「十分」だと言い得る水準に達しておらず、また、システム障害発生時における顧客への告知や当局への報告等が行われていないなど、投資者保護上及び監督行政上の問題が大きいと認められる。

➢　システムリスク管理態勢の不備②〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 26 年度】

【概要】

システムの外部委託先の定期評価を行っていないほか、システム障害を発生させた外部委託先に対して根本的な再発防止策の策定を指示していないなど、システムリスク管理が不十分であった。

【検査結果の要旨】

当社は、多くのシステムの開発・運用を外部に委託しており、社内規程において外部委託先の定期評価を実施することとしているにもかかわらず、これに則した対応が実施されていない。また、障害を発生させた外部委託先に対して、根本的な再発防止策を策定・実施するよう指示をしていないほか、他の外部委託先でも同様の原因でシステム障害が発生しないか確認を徹底していないため、システム障害が再発していた。

➢　システムリスク管理態勢の不備③〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 26 年度】

【概要】

サイバー攻撃に対応したシステムリスク管理態勢及び個人情報管理態勢に不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社において、サイバー攻撃により、大量の顧客情報が流出した事案が発生したことを踏まえ、当社のシステムリスク管理態勢等について検証したところ、以下の状況等が認められた。

・　システム担当者においては、サイバー攻撃を検知するシステムの導入・外部監査結果の経営陣への報告などの対応を行っていたが、経営陣においては、サイバーセキュリティ管理態勢の整備を喫緊の課題とまでは認識していなかったことから、システムリスク管理部門に対する適切なリソースの配分や必要な規程の整備が行われず、また外部監査等への対応が十分に行われないなど、全社を挙げての取組みには至っていなかった。

・　「個人情報の保護に関する法律」をはじめとした関連法令等に基づき、個人情報の適切な取扱いを確保するための態勢整備（個人データの取扱いを確認できる手段の整備が適切に実施されていない、蓄積データの漏えい防止策が十分に講じられていない等）が不十分であった。

➢　システムリスク管理態勢の不備④〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 30 年度】

【概要】

システム開発・運用の主要な委託先であるグループ会社について、サイバー攻撃を受けた場合に顧客情報の漏えいを検知できないほか、顧客口座に係るアカウントハッキング攻撃への対策が不十分であるなどサイバーセキュリティ管理態勢に係る不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、システム内製化として、システム開発・運用の主要な委託先を外部からグループ会社に移管しているが、当社の顧客情報にリモートアクセスしているグループ会社について、機密情報漏えい対策の対象外とするほかログの点検状況を把握していないなど、グループ会社がサイバー攻撃を受けた場合に顧客情報の漏えいを検証・検知できないほか、顧客口座に係るアカウントハッキング攻撃への対策が不十分であり、サイバーセキュリティ管理態勢に係る不備が認められた。

また、サイバー攻撃の種類ごとのコンティンジェンシープランが未策定のほか、システム内製化に伴うデータセンターの変更を反映しておらず、システム障害発生時のコンティンジェンシープランに実効性がなく、危機管理態勢に不備が認められた。

➢　損失補塡行為及び専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔金商法第 38 条第８号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第 12 号、金商法第 39 条第１項第１号及

び第３号〕:【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】
　当社支店長において、顧客に対する損失補塡行為等を行うとともに、専ら自己の有価証券売買益を獲得する目的で、顧客等の取引口座を使用して、国内上場株式の売買取引を頻繁に行っていた。

【検査結果の要旨】
　当社支店長は、顧客１名に対して、損失の補塡を事前に約束した上で株式の売買取引を行わせたほか、当該顧客を含む３名の顧客に対して、株式の売買取引において実際に発生した損失を補塡するため、自己資金を顧客の取引口座に入金した。
　また、専ら自己の有価証券売買益を獲得する目的で、顧客からの借入金を原資として、親族を含む２顧客の取引口座を使用して、自己の計算により、国内上場株式の売買取引を頻繁に行った。

　上記の背景として、当社経営陣において、過去の法令違反行為について実効性ある再発防止策を策定・実行していないなど当社の法令等違反行為に係る防止態勢が不十分な状況が認められた。

- 反社会的勢力との関係遮断のための態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 26 年度】

【概要】
　既存顧客が反社会的勢力に該当しないかに係る審査を実施していなかった。

【検査結果の要旨】
　当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内規則を定め、１年ごとに既存顧客が反社会的勢力に該当していないか審査することとしていたにもかかわらず、当該規則の制定以降、当該審査を行っておらず、当社の反社会的勢力との関係遮断のための態勢に不備が認められた。

- 疑わしい取引の届出の未実施〔犯収法第８条第１項〕:【平成 26 年度】

【概要】
　疑わしい取引の届出を行っていなかった。

【検査結果の要旨】
　当社は、疑わしい取引の届出に係る社内の研修・周知等を約２年間にわたり行ってお

らず、また、担当部署は把握した疑わしい取引の届出を行っておらず、当社の疑わしい取引の届出に係る内部管理態勢に不備が認められた。

- 外国の重要な公的地位にある者（以下「外国 PEPs」という。）への該当性の確認態勢に係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 29 年度】

【概要】

外国 PEPs への該当性の確認態勢に不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客の外国 PEPs 該当性について、ウェブサイトのログイン画面上で顧客に申告させる方法等により、確認を行うこととしていた。しかし、担当者が業務繁忙等により確認作業を失念しており、また、検査において指摘を受けるまで、確認作業が放置されていることを認識していなかったなど、外国 PEPs 該当性の確認態勢について不備が認められた。

- 金融商品仲介業者の事故を踏まえた改善策を実施していない状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 28 年度】

【概要】

金融商品仲介業者の事故を踏まえた改善策を実施していない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、所属金融商品仲介業者（以下「仲介業者」という。）における法令違反行為の発生を受け、当局からの報告徴取命令に対して、仲介業者の管理強化のため、当社職員による同伴外交を少なくとも半期に一度は行うこととし、また、仲介業者・歩合外務員等を担当する部署を設置して、仲介業者・歩合外務員等の契約・届出関係等の業務管理を担当させる旨報告している。

しかし、当社の改善策は、一部実施されないまま放置されており、改善に向けた当社の取組みは不十分な状況なものと認められた。

２　第二種金融商品取引業者

⑴　顧客勧誘の状況に係る事項

- ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示をする行為〔金商法第 38 条第９号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号〕:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

ファンドの取得勧誘に際し、ウェブサイト上の募集ページにおいて、当該出資金の貸付先が関与する事業、資金使途及び返済原資等に関し、虚偽の表示を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドの取得勧誘に際し、当社ウェブサイト上の募集ページにおいて、当該出資金の貸付先が関与する事業、資金使途及び返済原資等に関し、除染事業や高速道路事業、それらに係るコンサルティング業務によるものとする表示を行った。

しかしながら、上記の事業について、そもそも事業が存在していないものや、貸付先が当該事業の発注を受けた事実がなく、取得勧誘時の表示のような、事業を前提とした資金使途のための貸付けは当初から行われていないなど、虚偽の表示を行っていた。

- ファンドの取得勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第 38 条第９号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号〕:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

ファンドの取得勧誘に際し、ウェブサイト上の募集ページにおいて、当該出資金の貸付先が関与する事業、資金使途及び返済原資等に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドの取得勧誘に際し、当社ウェブサイト上の募集ページにおいて、「初年度売上 30 億円をボトムラインとして継続成長が計画されている売上規模となる」と、あたかも 30 億円の売上が予定されているかのような表示を行った。

しかしながら、この金額については何らの根拠の無いものであり、「ファンドの返済原資の調達源となる燃料卸売事業の売上高」という重要な事項について、最低でも 30 億円の売上が予定されているかのような誤解を生ぜしめるべき表示となっていた。

➢　ファンドの取得勧誘に係る重要な事項に関する誤解表示〔金商法第 38 条第８号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号〕:【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

ウェブサイト上等の表示において、貸付先の審査状況や担保物件の評価等の重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドの貸付先の審査状況に関し、ウェブサイトにおいて「当社は、借入申込者の信用力を厳密に評価します。提出書類（決算書・事業計画書・収支計画書など）に基づき融資の可否を判断します。」等、慎重な手続きによって貸付先の審査が行われている旨を表示しているが、貸付先より提出された財務諸表において、純利益や純資産が水増しされているにもかかわらず、これを看過していたほか、貸付先において借入金の返済が困難な状況となっていることを認識したにもかかわらず、その後もファンドの募集を継続しているなど、慎重な手続によって貸付先の審査が行われているとは認められない状況にあった。

また、ファンドの貸付先が保有する不動産の担保物件に関し、ファンドに係る「不動産価格調査報告書」をウェブサイトに掲載しているが、当該報告書は、正式な不動産鑑定評価を行った上で作成されたものではなく、対外的に公表できない不動産価格をウェブサイト上に掲載し、ファンド出資持分の募集を行っていた。

➢　著しく事実に相違する表示等のある広告〔金商法第 37 条第２項〕:【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

不動産開発事業に融資を行う匿名組合出資の広告において、投資者の利益の見込みについて著しく事実に相違する又は誤認させるような表示を行っていた

【検査結果の要旨】

当社は、ウェブ広告において、(1) 不動産開発事業を行う SPC にメザニンローンを行う匿名組合出資に関して、実際には、当該匿名組合から当該 SPC へメザニンローンとエクイティ出資が行われており、「エクイティ」は当該匿名組合以外からの出資はごく僅かであったにもかかわらず、「SPC（特別目的会社）のメザニンとして６億円の融資を実行します」と表示し、不動産開発事業のリスク説明として、「プロジェクトの継続が困難になった場合」と題した図では、当該匿名組合が融資したメザニンローンは、あたかも他の事業者による「エクイティ」出資によって毀損しない旨の表示を行い、投資者の利益の見込みについて著しく人を誤認させる表示を行っていた。

また、(2) 顧客に対し手数料等の還元を一切行っていない中、「手数料還元お客様キャンペーン」など営業者報酬等の還元を謳った表示を行い、顧客が支払うべき手数料等の

額について著しく事実に反する表示を行っていた。

➢　不十分な販売管理態勢〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:【平成 26 年度】

【概要】
　ファンド資金の貸付先である外国の貸金業者が当該国の必要なライセンスを受けていないことを知りながら、当該ファンドの取得勧誘を継続していた。

【検査結果の要旨】
　当社は、取得勧誘を行うファンドにおいて、「顧客の出資金を貸し付けている外国の貸金業者が当該国の必要なライセンスを受けていないこと」を知りながら、本件ファンドの取得勧誘を継続していた。

（留意点）
　上記行為は、違法行為を助長するおそれがあり、事情を知らない投資者に対し、当該法令違反を助長するおそれがある行為に加担させようとするものであり、不適切なものであると認められる。

⑵　ファンド出資金の管理に係る事項

➢　当社の管理上の問題点及びファンド資金が流出している状況〔金商法第 51 条〕:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】
　ファンド資金の使途とされる事業の実態を十分確認せずに取得勧誘を行い、貸付後のモニタリング等も行っておらず、ファンド資金の一部が流出していた。

【検査結果の要旨】
　当社は、ファンド資金の資金使途とされる事業の実態を十分確認することなく、ウェブサイト上に資金使途や返済原資等を具体的に表示し、取得勧誘を行っていた。
　また、当社は、各ファンドについて貸付実行後のモニタリング等を行っておらず、貸付金がウェブサイトに表示した資金使途どおりに使用されているかについて十分な確認を行っていなかった。その結果、ファンド資金の一部が、当社取締役が実質的に支配する法人に流出していた。

➢　業務改善命令に違反している状況〔金商法第 52 条第１項第７号〕:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】
　前回検査において、分別管理が確保されていないにもかかわらずファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた等の法令違反行為が認められ、金商法第 51 条の規定に基づき、

業務改善命令が発出された。
　当社は、同命令を受け、改善報告書を当局に提出しているものの、記載した改善策を実行していなかった。

【検査結果の要旨】
　当社は、前回検査において、前社長が一人で資金管理業務を行っていたこと等に起因して、分別管理が確保されていないにもかかわらずファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた等の法令違反行為が認められ、金商法第 51 条の規定に基づき、業務改善命令が発出された。
　当社は、同命令を受けて、前社長を資金管理業務に一切関与させない旨を改善策とする改善報告書を当局に提出したものの、実際には前社長単独で資金管理業務が行われている状況が継続し、他の取締役や内部管理統括責任者においても、その状況を認識していたが、これを放置し、他の役職員により前社長の資金管理状況を事後的にチェックする仕組み等も構築しなかった。
　さらに、当社は、分別管理のために、ファンド毎に預貯金口座を開設するとともに、新たに社内規程を策定し、分別管理の適切な実施のための態勢を整備する旨を改善策としたものの、実際には出資金と営業者固有の財産を区分した経理（以下「区分経理」という。）が行われておらず、さらに当社コンプライアンス部において検証等する旨を改善策として報告書に記載していたにもかかわらず、いずれについても実施されておらず、上記の区分経理が行われていない状況を看過していた。

➢　分別管理が確保されていない状況におけるファンド持分の取得勧誘及び当局への虚偽報告〔金商法第 52 条第１項第６号〕:【平成 26 年度】

【概要（勧告事案）】
　当社は、取得勧誘を行ったファンド資金の分別管理が確保されていない状況にあり、また、当該状況を当然に知り得る立場にあったにもかかわらず、ファンド資金に係る管理態勢を見直すことなく、新たなファンドの取得勧誘を継続していたほか、ファンドの分別管理に係る財務局長からの報告徴取命令に対し、虚偽の報告を行っていた。

【検査結果の要旨】
〇分別管理が確保されていないにもかかわらずファンドの取得勧誘を行っている状況
　当社が勧誘しているファンドの契約書等を検証したところ、ファンド営業者の固有財産とファンド資金との分別管理が確保されておらず、また、名義によりファンド出資金であることが明らかとなる預貯金口座が開設されていない状況が認められた。
　そして、実際の分別管理の状況を検証したところ、各出資者からの出資金は、各営業者名義の預貯金口座に対して振り込まれており、現に、分別管理が確保されていな

い状況が認められた。

さらに、当社又は当社関係会社が営業者を務める一部ファンドは、契約締結前交付書面等において、事業利益が発生していないときは分配が行えないこととされているにもかかわらず、当初の計画として掲げた目標に概ね沿った金額の分配を行っていた。

このような分配を行ったことに伴い、一部のファンド間で資金の貸借が行われてファンドからの分配に充当されるなど、ファンド出資金の管理には不適切な状況が認められた（なお、ファンド資金の私的流用等の問題は認められていない）。

以上のとおり、本件ファンドは分別管理が確保されていない状況にあり、当社は、当該状況を当然に知り得る立場にあったにもかかわらず、ファンド持分の取得勧誘を継続していた。

○　当局への虚偽報告

当社は、関東財務局長による報告徴取命令に基づく報告書において、本件ファンドの分別管理に係る事項につき、「顧客の出資金および運用が、営業者の固有財産とは区分されたファンドの管理口座において管理されていることが確認された」等の虚偽の報告を行っていた。

- 出資金の流用を知りながら匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況〔金商法第 40 条の３の２〕:【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

ファンド出資金が流用されていることを知りながら、ファンドの私募の取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンド組成を主導していたＡ社に対し、顧客から集めた出資金の一部を販売協力金名目で支払うことを取り決め、本件合意に基づき、ファンドの営業者等に対して、顧客から集めた出資金の一部をＡ社に送金するよう指示していたほか、ファンド出資金の一部を当社社員の給与の支払い等に費消していた。

当社は、このようにファンド出資金が流用されていることを知りながら、私募の取扱いを継続していた。

３　投資運用業者

○　業務運営に係る事項

➢　投資一任業務に係る投資者保護上問題のある業務運営：【平成 28 年度】

【概要（勧告）】

業務改善命令に対する再発防止策の実施等が不十分な状況であり、投資一任業務に係る投資者保護上問題のある業務運営を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、前回検査において投資一任契約に係る善管注意義務違反が認められたことから業務改善命令を受け、投資一任契約において運用する金融商品等のモニタリング体制を構築すること等を内容とした再発防止策を金融庁長官に提出している。

しかし、当社は、当該再発防止策において、投資一任契約において運用している金融商品の運用状況及び運用委託先の運用体制に関するモニタリングを年次で継続的に実施するとしていたが、形式的なチェックにとどまり、不十分なモニタリングを継続していた。

➢　商品開発態勢に係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 26 年度】

【概要】

投資信託の商品開発・設定に当たり、一部の投資対象ファンドの運用方針を目論見書等で確認しないまま商品内容を最終決定していた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドオブファンズ形式の投資信託の商品開発・設定に当たり、一部の投資対象ファンドについて運用内容を大枠で確認するだけで、運用方針を目論見書等で確認しないまま商品内容を最終決定しており、商品開発態勢に不備が認められた。このため、商品内容の最終決定後に投資対象ファンドの運用方針が変更となり、当該投資信託の商品性に影響を及ぼしかねない状況が生じた。

➢　投資信託の販売用資料に関する審査態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 26 年度】

【概要】

販売会社が使用する投資信託の販売用資料の作成・審査に当たり、運用担当者等が組織的に関与して検証するようにしていなかった。

【検査結果の要旨】
　当社は、当社で設定・運用する投資信託の販売用資料（販売会社が顧客の勧誘に使用するための資料）の作成・審査に当たり、投資信託の商品性・運用手法等に関して専門的な知識等を有している運用担当者等が組織的に関与して記載内容の正確性・適切性を検証するようにしておらず、販売用資料の審査態勢に不備が認められた。このため、当社は、一部の販売用資料において、投資信託の信用リスクについて投資者のリスク認識・投資判断を誤らせかねない表示をしていた。

➢　鑑定評価を行わせる際の対応が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕:
　【平成 27 年度】

【概要】
　利害関係人からの不動産鑑定業者への情報等の提供状況に係る確認や、提供された情報等の鑑定評価への反映状況の検証を行わないまま投資法人に不動産信託受益権を取得させていた。

【検査結果の要旨】
　当社は、投資法人に対して、利害関係人から不動産信託受益権を取得させるに当たって、不動産鑑定業者に対して鑑定評価を依頼する際に、当該利害関係人が不動産鑑定業者と折衝して鑑定評価に係る資料を当初提供していたにもかかわらず、当社は、資産運用会社として、当該利害関係人から不動産鑑定業者に必要な情報が提供されているかを確認せず、情報等の提供状況を適切に管理していない。また、当社は、提供された情報等の鑑定評価への反映状況につき必要な検証を行わないまま、当該投資法人に不動産信託受益権を取得させていた。

４　投資助言・代理業者

⑴　顧客勧誘の状況に係る事項

- 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為〔金商法第 38 条第１項〕:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】
　電話及びメールマガジン等を用いて虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

【検査結果の要旨】
①　電話勧誘における虚偽告知
　当社代表は、見込顧客に対する電話勧誘において、投資助言の実績がない銘柄について、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。
②　メールマガジン等における虚偽告知
　当社は、見込顧客に対して送信したメールマガジン等において、実際には特別な情報を入手していないにもかかわらず、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

- 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為①〔金商法第 38 条第９号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号〕:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】
　見込顧客に対して送信したメールマガジンにおいて、誤解を生ぜしめるべき表示を行い、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

【検査結果の要旨】
　当社は、見込顧客に対して送信したメールマガジンにおいて、投資助言後の一部期間における株価上昇率を取り出し、これをあたかも投資助言後の全ての期間を通じた実績であるかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行い、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。
　このような法令違反行為が行われた背景として、当社代表が、低迷する売上げを回復させることを優先し、代表自らが法令違反行為を行うなど投資者保護を一顧だにしない営業を推進し、また全役職員の法令等遵守意識が著しく欠如していたことがあったものと認められる。

- 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為②〔金商法第 38 条第９号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号〕:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

見込顧客に対して送信したメールマガジンにおいて、誤解を生ぜしめるべき表示を行い、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

【検査結果の要旨】

当社は、無料のメールマガジンの配信を申し込んだ者に対し、投資助言後の一部期間における株価上昇率を取り出し、これをあたかも助言後、短期間で急騰したかのような表示等を行って、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

このような法令違反行為が行われた背景として、当社代表取締役や管理本部責任者の営業推進を最優先し、法令等遵守意識が欠如していることにあるものと認められる。

- 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為〔金商法第 37 条第２項〕:【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

投資助言業者をランキング形式で掲載するウェブサイトに、あたかも当社が第三者の客観的な評価、分析により優良な投資助言業者であると格付けされたかのような著しく投資者を誤認させる表示を行わせていた。

【検査結果の要旨】

当社は、投資助言業者をランキング形式で掲載するウェブサイトに当社の広告を掲載させていたが、当該サイトはこれを運営する広告会社と当社との契約により、当社が必ず上位にランキングされる仕組みとなっており、第三者による口コミ等の評価等に基づくランキングではないことが認められた。

当社の上記広告は、あたかも当社が第三者の客観的な評価、分析により優良な投資助言業者として格付けされたかのように、当該サイトを閲覧した投資者に対し著しく誤認させるような表示であると認められる。

- 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為及び不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為〔金商法第 38 条第１号、２号〕:【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

顧客に対し、実際には入手していない情報を入手しているとする虚偽の内容や必ず利益が上がる旨を伝えて投資顧問契約の締結の勧誘行為を行っていた。

【検査結果の要旨】

○　顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社は、当社が運営する投資助言サイトに無料会員登録した者等（以下「見込顧客」という。）に対して電子メールを配信する方法によって投資顧問契約の締結の勧誘を行っているところ、当該メールに、当社が、仕手筋に関する情報を入手した旨をうたっていたが、実際にはこれらの情報を入手しておらず、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

また、投資顧問契約の人数を限定する意思がないにもかかわらず、見込顧客に対し「●名様のみ」等、人数を限定しているかのような虚偽の内容を当該メールに記載し、勧誘を行っていた。

○　顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

当社は、見込顧客に配信した電子メールにおいて、「目標株価２倍は確定済み」などと、不確実な事項について必ず利益が上がる旨を告げ、投資者の投資意欲をあおった勧誘を行っていた。

➢　金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第３号〕:【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】

投資顧問契約の締結に際し、投資顧問料の支払いを免除することにより利益を提供した。

【検査結果の要旨】

当社は、適格機関投資家等特例業務として運営を行っていたファンドを清算し、同業務を廃止した後、ファンドに投資していた顧客のうち５名に対して、当社との取引を継続してもらうことを意図し、平成 23 年 10 月頃、投資顧問料の支払いについて一定の期間、免除することを提案した。

当社は、上記提案に応じた顧客４名との間で投資顧問契約を締結し、３年以上もの間にわたって、当該顧客４名の投資顧問料の支払いを免除することにより合計約 147 万円に相当する利益を提供した。

（留意点）

投資顧問料について、顧客ごとに異なる額を定めるとしても、一定の料率表に基づく等の合理的な理由があるような場合には必ずしも問題があるものではないと考えられる。

しかし、当社における上記の行為は、ファンドに投資していた５名と今後も取引を継

続してもらうことを意図して、合理的な理由なく投資顧問料の支払いの免除を提案し、その結果、４名と投資顧問契約を締結したものである。

当社は、同様の取引条件にある他の顧客に対しては、こうした支払いの免除を提案することなく、当該４名のみに対して３年以上もの間にわたって投資顧問料の支払いの免除を行っていたことから、「特別の利益」の提供に該当するものと判断した。

⑵　内部管理態勢に係る事項

➢　投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況〔金商法第 52 条第１項第１号（同法第 29 条の４第１項第１号ホ及び同号へに該当することとなったとき）〕:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

無登録業者に名義を貸すだけで、自らが投資助言・代理業を行っている実態がなく、業務を適確に遂行できる状況にない。

【検査結果の要旨】

当社は、無登録業者に名義を貸すだけで、自らが投資助言・代理業を行っている実態がないなど、投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されておらず、また、投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない。

※　他の法令違反行為（無登録業者に対する名義貸し）と併せて勧告（62 ページ：Ⅱ.６－⑷参照）

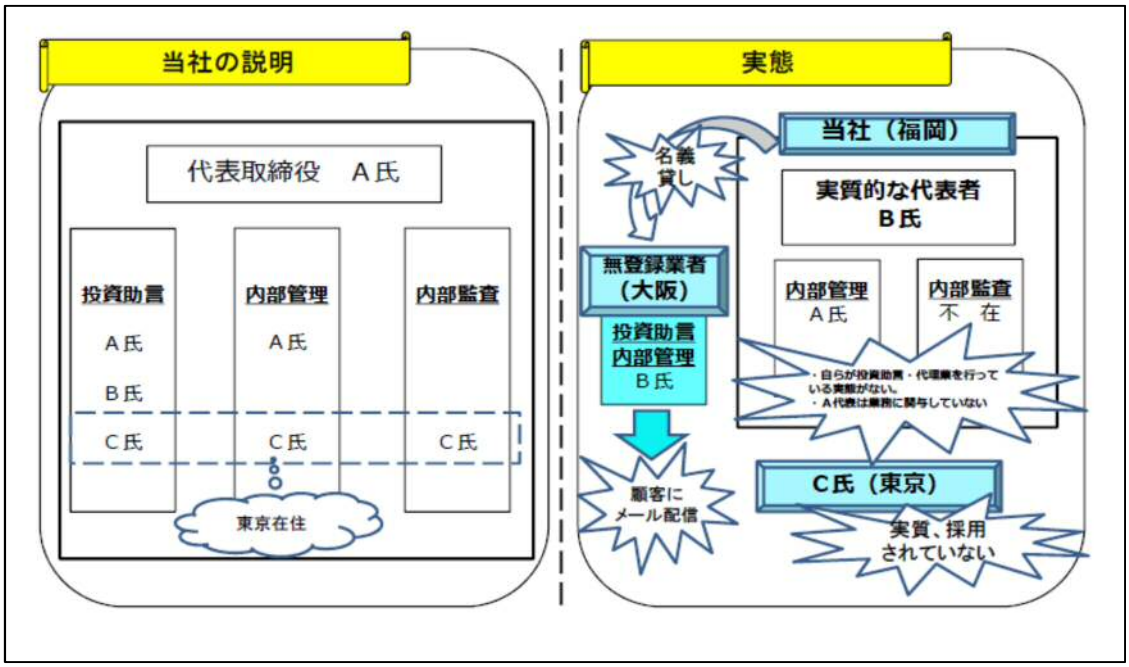

- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況〔金商法第 52 条第１項第１号（同法第 29 条の４第１項第１号ホに該当することとなったとき）〕:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

無登録業者に名義を貸すだけで、業務を行っておらず、唯一の常勤役職員に法令遵守意識が欠如しているなど、業務を適確に遂行できる状況にない。

【検査結果の要旨】

当社は、業務のほとんどを無登録業者に名義を貸して行わせている状況にあり、当社のＢ代表は、こうした状況が名義貸しに該当することを認識しながら、収益の確保を優先し、当該状況を継続していた。

当社は、唯一の常勤役職員であるＢ代表の法令等遵守意識が欠如しており、投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていないものと認められる。

※　他の法令違反行為（無登録業者に対する名義貸し）と併せて勧告（63 ページ：Ⅱ.６－⑷参照）

- 役職員が顧客取引を利用して自己の利益を図る目的をもって行う投資助言行為及び自己取引を防止する態勢が構築されていない状況〔金商法第 51 条〕:【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

当社役職員において、顧客取引を利用して自己の利益を図る目的をもって投資助言行為が行われていたほか、役職員の不適切な株式取引を防止するための管理態勢が何ら構築されていなかった。

【検査結果の要旨】

当社における投資判断者が、以下のとおり顧客取引を利用して自己の利益を図る目的での投資助言行為を行っていた。

・自らの担当顧客等の買付けにより短期的な株価上昇を期待できる出来高の少ない銘柄を選定。
・上記で選定した銘柄を自己名義の証券口座で買い付け。
・自らの指示通りに売買を行ってくれる複数の顧客に対して、自らの意図するタイミングで買付けを発注するよう投資助言を行うことにより株価を引き上げさせる。
・自らの発注を意図的に顧客の発注と対当させるなどして売り抜けることにより、利益を得る。

また、当社は、役職員が顧客取引を利用して自己の利益を図るなどの不適切な株式取引を防止するための社内規程等を明文化していないなど、役職員の株式取引を把握・管

理するための管理態勢を何ら構築していないほか、助言の内容を記載した書面を作成・保存するよう指導を徹底していなかったことにより、当該行為を把握できていないなど、役職員による不適切な自己取引の未然防止や早期発見するための業務運営態勢が構築されていない状況となっていた。

➢　有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言をする行為〔金商法第 41 条の２第６号に基づく金商業等府令第 126 条第２号〕:【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

無登録業者等と共同して、買い推奨を行った銘柄の株価を急騰させて当社や無登録業者等の銘柄分析能力が優れていると思わせ、顧客獲得等に繋げる目的で、複数の顧客に対し、同時に同一銘柄の株式の買い推奨を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、無登録で投資助言業務を行っている業者及び他の投資助言・代理業者（無登録業者等）と共同して、買い推奨を行った銘柄の株価を急騰させて当社や無登録業者等の銘柄分析能力が優れていると思わせ、顧客獲得等に繋げる目的で、以下の手法により、複数の顧客に対し、同時に同一銘柄の株式の買い推奨を行っていた事実が認められた。

- 当社及び無登録業者等の従業員が協議の上、同時に買い推奨を行う銘柄及び買い推奨を行う日時を決定。
- 推奨予定日になると、買い推奨の対象となる顧客に対して買い推奨を行う予定時刻を伝え、その時刻にすぐに買付けができるように備えておいてほしい旨伝える。
- 予定時刻の直前に最終的な推奨銘柄を決定した上、対象顧客に一斉に銘柄推奨のメールを配信するとともに、電話による買い推奨を行う。

また、上記の買い推奨を行う一方で、新規顧客に対しては、推奨銘柄の株価の推移に注目しておくようにあらかじめ伝え、上記の結果、株価が一時的に急騰した場合には、自社の銘柄分析能力が優秀であるかのように振る舞い、新規契約の勧誘を行っていた。

※　他の法令違反行為（従業員を無登録業者の投資助言業務に従事させていた状況）と併せて勧告（64 ページ：Ⅱ．６－(4)参照）

➢　上場会社による虚偽有価証券届出書の提出への加担等〔金商法第 51 条〕:

【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、Ａ社による増資に関し、Ａ社から本件増資の引受先を紹介した者として当社の名義を貸すことについての要請を承諾し、Ａ社が行った有価証券届出書の虚偽記載に加担したものと認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、上場会社の資金調達に関する業務において、上場会社であるＡ社による増資に関し、同社から本件増資の引受先を紹介した者として当社の名義を貸すことについての要請を承諾し、Ａ社の虚偽の有価証券届出書を容認した上、当該届出書に記載された内容に反する行為を継続していた。当社の行為は、Ａ社が行った有価証券届出書の虚偽記載に加担したものと認められる。

➢　前代表による会社資産の私的費消等〔金商法第 51 条及び同法第 47 条の２〕:

【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

代表取締役等の地位にある者が、長期間にわたって会社資産を費消し、その結果、当社の財務に多大な影響を及ぼす状況となっており、投資顧問契約を締結した顧客に影響を及ぼしかねない状況となっている。

【検査結果の要旨】

当社前代表は、代表取締役就任時から、経理業務全般も兼任し、当社の預金管理、支払業務全般、決算書類の作成等の業務を一人で行っており、代表取締役に就任以降、当社の預金口座から毎月多額の出金をし、これを私的な遊興費等に費消していた。

また、当社は、その事実を隠蔽した虚偽の決算書類を作成し、当該決算書類を含む事業報告書を関東財務局長に提出した。

上記のとおり、当社では、役職員による不正行為を未然に防止するための業務運営態勢が構築されていないため、代表取締役等の地位にある者が、今回検査において発覚するまでの間にわたって会社資産を費消していた。その結果、当社の財務に多大な影響を及ぼす状況となっており、ひいては、安定的な業務運営を困難ならしめ、投資顧問契約を締結した顧客に影響を及ぼしかねない状況となっている。

- 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況〔金商法第 52 条第１項第１号（同法第 29 条の４第１項第１号ホに該当することとなったとき)〕:

【平成 27 年度】

【概要（勧告事案)】

当社は、代表取締役及び当社の業務を実質的に支配し、同業務を全て執行しているＡ氏の法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如しており、多くの法令違反行為等が認められた。

【検査結果の要旨】

当社の代表取締役及び当社を実質的に支配し業務を全て執行しているＡ氏は、法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如しているため、実態と異なる内容を記載した登録申請書を基に登録を受け、申請した内容と異なる業務を行うとともに、十分な根拠を有しない助言を行ったほか、複数の法令違反行為等を行っていることから、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

上記のほか、投資助言・代理業者において認められた第一種又は第二種金融商品取引業の登録を受けずに、有価証券の募集の取扱いなどを行っている状況や、無登録業者に対する名義貸しに係る事例については、後記「６　登録業務の範囲を逸脱して金融商品取引業を行う業者等（64 ページ)」を参照。

５　適格機関投資家等特例業務届出者

⑴　無登録で金融商品取引業を行っている状況

➢　無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況〔金商法第 29 条〕:【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないまま、ファンドの匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘及び運用を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らが運営し主に有価証券投資を行う匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘及び出資金の運用を行っているところ、同ファンドへの適格機関投資家からの出資は、実際には当社が出資金を負担しており、適格機関投資家としての出資の外観を仮装したものに過ぎず、適格機関投資家としての出資とは評価し得ないものであり、特例業務の要件を満たしていなかった。

➢　無登録で投資助言・代理業を行っている状況〔金商法第 29 条〕:【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

投資助言・代理業の登録を受けることなく、継続的に FX 取引に係る金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を提供するソフトウェアの使用権を販売していた。

【検査結果の要旨】

当社は、Ａ氏が開発した外国為替証拠金取引を自動で行うソフトウェアの使用権の販売を行っている。当該ソフトウェアは、Ａ氏等の取引口座で行われる外国為替証拠金取引を継続的に参照し、同様の注文を発注する仕組みとなっており、当該ソフトウェアを利用した顧客に対し、継続的に外国為替証拠金取引に係る金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を提供するものであったほか、顧客のサーバの稼動管理等のサポート業務を継続的に行うなど、Ａ氏と一体となって顧客に対する当該ソフトウェアの提供を行っていた。こうした行為は、投資助言・代理業に該当し、当社は金融商品取引業の登録を受けることなくこれを行っていた。

⑵　ファンド出資金の管理に係る事項

➢　ファンドの運用財産を流用している状況〔金商法第 42 条第１項（金商法の一部を改正

する法律（平成 27 年法律第 32 号。以下「新法」という。）附則第２条第２項及び同法第 63 条第 11 項により当社を金融商品取引業者とみなして適用)〕:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案)】
　ファンドの運用財産を他のファンドの出資者のうち当社代表と親しい関係にある者等に対する償還金や、当社代表の私的費用等の一部として流用に流用していた。

【検査結果の要旨】
　当社は、当社が運用する甲ファンドの出資金の一部について、カンボジア国内で外国為替証拠金取引業務を行うとする法人を設立する資金に投資していたが、同事業が失敗したことから、同事業に投資された出資金の一部が暗号資産により当社に返還された。
　しかし、当社は、返還された出資金を甲ファンドの出資者への償還に充てることなく、他のファンドの出資者のうち当社代表と親しい関係にある者等に対する償還金や、当社代表の私的費用等の一部として流用していた。

※　他の法令違反行為（報告徴取命令に対する虚偽報告）と併せて勧告（58 ページ：Ⅱ.５－⑶参照）

- ファンドの運用財産と自己の固有財産の分別管理を行っていない状況〔金商法第 42 条の４（金商法第 63 条第 11 項により当社を金融商品取引業者とみなして適用)〕:【平成 28 年度】

【概要（勧告事案)】
　ファンドの運用財産を、当社の固有財産と分別管理をしていなかった。

【検査結果の要旨】
　当社は、自らが運営する多数のファンドの運用財産の一部を代表取締役の自宅で現金保管し、当社の固有財産と分別して管理していなかった。
　また、当社は、上記ファンドの運用財産の一部を渾然一体として管理し、ファンドごとの運用財産の額を正確に把握していなかった。

- ファンドの出資金の使途が把握できない状況（金商法第 63 条の５〕:【平成 29 年度】

【概要（勧告事案)】
　出資金の一部について、その使途が把握できない状況となっていた。

【検査結果の要旨】
　当社は、自らを営業者とし、出資持分の取得勧誘を行ったファンドについて、会計帳簿等を適切に作成・管理しておらず、出資金の一部の使途が把握できない状況となって

いた。

⑶　その他業務運営に係る事項

- 報告徴取命令に対する虚偽報告〔金商法第 63 条第７項（平成 27 年法律第 32 号による改正前のもの）及び金商法第 63 条の５第１項（新法附則第２条第２項により当社を新法第 63 条第５項に規定する適格機関投資家等特例業務届出者とみなして適用)〕:
【平成 30 年度】

【概要（勧告事案)】

ファンド出資金を原資として分配金を支払うなど、投資者保護上問題のある業務運営を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドの清算を行う中、近畿財務局長より、出資者への返済原資に係る報告徴取命令を受け、これに対する報告書において、ファンドの返済資金は、経営コンサルティング業を営むとされる法人に対する貸付金を原資とする旨の報告を行っている。

しかし、実際には、当該法人は既に清算結了しており、当社代表は当該事実を知っていたにもかかわらず、当社は、当該法人が未だに存続しているものとして、近畿財務局長に対し、虚偽の報告を行っていた。

※　他の法令違反行為（ファンドの運用財産を流用している状況）と併せて勧告（57 ページ：Ⅱ．５－⑵参照）

- 他の適格機関投資家等特例業務届出者の投資者保護上問題のある業務運営を助長する行為:【平成 28 年度】

【概要】

複数の適格機関投資家等特例業務届出者（以下「届出業者」という。）にファンド運営等に関するコンサルティング業務を行っていた。当社は、届出業者からのファンド運営に関する相談等に対し違法又は不当な行為等を惹起する内容の回答や助言を行い、投資者保護上問題のある業務運営を助長していた。

【検査結果の要旨】

当社は、同一の適格機関投資家が出資するファンドを運用する複数の届出業者により構成される投資グループに対し、ファンドの運営等に関するコンサルティング業務を行っていた。当社の助言は、違法又は不当な行為等を惹起する内容であったことから、投資グループに所属する届出業者が運営するファンドの中には、(ｱ) 出資者に支払うべき

配当金の中から組合契約等に規定のない報酬を支出している状況や、(ｲ) 他の届出業者が組成したファンドの出資持分の取得勧誘を行っている状況（無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況）が認められている。

① 当社代表者を含む一部関係者等の間で、出資者に支払うべき配当金の中から組合契約等に規定のない報酬を支払うことで合意し、当該金額相当を控除している状況

② 他の届出業者が組成したファンドの出資持分の取得勧誘を行っている状況（無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況）

※ 他の法令違反行為（無登録で金融商品取引業を行っている状況）と併せて勧告（56ページ：Ⅱ．５－(1)参照）

６　登録業務の範囲を逸脱して金融商品取引業を行う業者等

⑴　無登録で株式等の募集又は私募の取扱い等(第一種金商業)を行っている状況

➢　無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況：【平成 26 年度】

【概要（勧告事案)】

第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に外国為替証拠金取引を行うための自動売買ソフトを販売し、外国証券業者と国内顧客間における外国為替証拠金取引（店頭デリバティブ取引）の媒介を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社（投資助言・代理業者）は、顧客 91 名に対し、特定の外国証券業者２社の証券口座で外国為替証拠金取引（以下「FX 取引」という。）を行うための当社開発の自動売買ソフト（以下「当社ソフト」という。）を販売し、当社ソフトを購入した顧客に対し、口座開設手続をサポートしていた。

一方で、当社は、当社代表取締役が唯一の株主であり CEO を務める海外法人Ａ社を設立し、当該外国証券業者との間で、当社顧客が当社ソフトを利用して行った FX 取引の取引量に応じた報酬を受領する契約を締結していた。

この結果、当社が紹介した顧客は、当該外国証券業者との間で当社ソフトを利用して、継続的に FX 取引を行うに至っており、当社は、当該外国証券業者から、当該取引の取引量に応じた報酬をＡ社経由で受領していた。

当社の上記行為は、外国証券業者と国内顧客との間の FX 取引を媒介する行為であり、第一種金融商品取引業（店頭デリバティブ取引）に該当すると認定した。

（留意点）

当社の上記行為は、以下の状況から、外国証券業者と国内顧客との間のＦＸ取引を媒介する行為を、外国証券業者より報酬を得て行っているものと認定し、第一種金融商品取引業に該当すると判断した。

・当社は、顧客に対し、当社があらかじめプログラムした特定の外国証券業者と取引を行うための専用ソフトを開発・販売し、販売後は、当該外国証券業者との取引に必要となる口座開設をサポートしている。

・当社は、顧客が実際に当該ソフトを利用して取引を行った場合には、当該外国証券業社から、顧客の取引量に応じた報酬を受領している。

⑵　無登録でファンド等の募集又は私募の取扱い(第二種金商業)を行っている状況

➢　無登録でファンドの私募を行っている状況及びファンドの運用に係る投資者保護上重大な問題〔金商法第 51 条〕:【平成 26 年度】

【概要（勧告事案)】

当社は、適格機関投資家等特例業務について、ファンドの営業者であるとともに、当該ファンドに出資する唯一の適格機関投資家であるＡ投資事業有限責任組合の業務執行者でもあることから、同組合から当該ファンドに対する出資は適格機関投資家を相手方とする取得勧誘によるものとは認められず、適格機関投資家等特例業務の要件を満たしていない。

また、当社は、その運用するファンド出資金の一部を投資対象事業以外の使途に充当するなどしており、投資者保護上の重大な問題が認められた。

【検査結果の要旨】

○　無登録で集団投資スキーム持分の私募を行っている状況

当社（投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者）は、10 のファンド（以下「本件 10 ファンド」という。）の営業者として出資金の運用を行うとともに、適格機関投資家等特例業務届出者として、その出資持分の私募（取得勧誘）を行っている。本件 10 ファンドに出資している適格機関投資家は、Ａ投資事業有限責任組合（以下「Ａ組合」という。）のみであるが、Ａ組合の業務執行は当社が行っている。

このため、Ａ組合から本件 10 ファンドへの出資は、適格機関投資家を相手方とする取得勧誘によるものとは認められない。したがって、当社が行ったファンド出資持分の私募は、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないものと認められる。

○　ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況

当社は、運用しているファンド出資金の一部を、匿名組合契約書に定められた投資対象事業以外の使途（当社と同一の本店所在地で、当社元取締役が代表取締役を務める２社に対する貸付け）に充当していた。なお、当社は、上記２社による資金の使用目的を確認することなく貸付けを行っており、また、ファンドの運用報告書には当該貸付けの状況を記載していなかった。

（留意点）

適格機関投資家に対する勧誘について、集団投資スキームの運営者自身による出資は当該運営者による勧誘を伴うものではないことから、「適格機関投資家等」を相手方として行う集団投資スキーム持分の「自己募集（私募)」には該当せず、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさない。

⑶　無登録で投資一任業（投資運用業）を行っている状況

➢　無登録で投資一任業を行っている状況：【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】

投資運用業の登録を受けていないにもかかわらず、当社の助言顧客に対し、投資判断の一任や発注に係る必要な権限を顧客から受け、顧客資産の運用を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社（投資助言・代理業者）は、日経 225 先物取引の自動売買システムを利用したサービスに関する契約を顧客と締結している。

当該サービスにおいて、当社は、顧客のために、当社が管理する自動売買システムによって、顧客が取引に使用する口座（以下「顧客口座」という。）のある証券会社に対し直接、日経 225 先物取引に係る売買の発注を行っていることから、顧客から投資判断を一任されている状況（①）となっている。

また、当社は、顧客から当社に対し、証券会社の顧客口座の ID 及びパスワードを通知させており、当社は当該 ID 及びパスワードを用いて、当社が管理する自動売買システムによって日経 225 先物取引に係る売買の発注を顧客のために行っていることから、顧客のために当社から直接証券会社に発注するのに必要な権限を委任されている状況（②）となっている。

そして、当社は、当社が管理する自動売買システムによって、顧客口座のある証券会社に対して日経 225 先物取引に係る売買の発注を行い、顧客の金銭の運用を行っている。

（留意点）

当社の上記①及び②の状況は、投資家が投資判断を行っていると認められる状況がなく、当社の投資判断に基づいて顧客のために投資を行うのに必要な権限を当社が顧客から委任されているものと認められることから、投資助言業ではなく、投資運用業（投資一任業）に該当するものと判断した。

⑷　無登録業者に名義貸し等を行っている状況

➢　ａ社（投資助言・代理業者）：【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

当社の名義をもって、無登録業者に投資助言・代理業を行わせた。

【検査結果の要旨】

当社は、当社の名義をもって、Ｂ氏が実質的な代表を務める無登録業者に投資助言・代理業を行わせた。

無登録業者は、オプション取引及び外国為替証拠金取引に係る売買のタイミングや価格等を電子メールで配信する方法により投資助言行為を行った。

※　他の法令違反行為（投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況）と併せて勧告（51 ページ：Ⅱ．３－⑵参照）

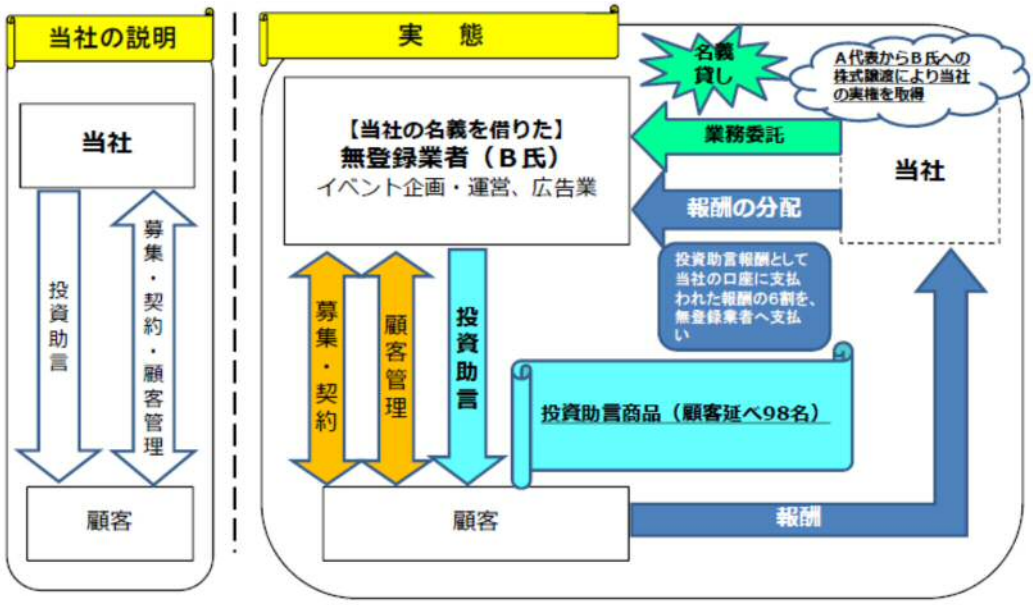

➢　ｂ社（投資助言・代理業者）:【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

当社の名義をもって、無登録業者に投資助言・代理業を行わせた。

【検査結果の要旨】

当社は、当社の名義をもって、Ｃ氏が実質的な代表を務める無登録業者に投資助言・代理業を行わせた。

無登録業者は、オプション取引及び外国為替証拠金取引に係る売買のタイミングや価格等を電子メールで配信する方法により投資助言行為を行った。

当社は、無登録業者の関係者４名を当社の助言分析を行う等の重要な使用人として東海財務局長に届け出た上で、投資助言・代理業を行わせていた。

しかし、当社は、無登録業者の関係者４名が行う投資助言行為に全く関与しておらず、当該４名は、無登録業者のＣ社長の指揮監督の下、投資助言行為を行っていたなど、当社の重要な使用人であるとの外観を装ったに過ぎず、無登録業者に対し、当社の名義を

もって投資助言・代理業を行わせていたものと認められる。

※　他の法令違反行為（投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況）と併せて勧告（52 ページ：Ⅱ．３－⑵参照）

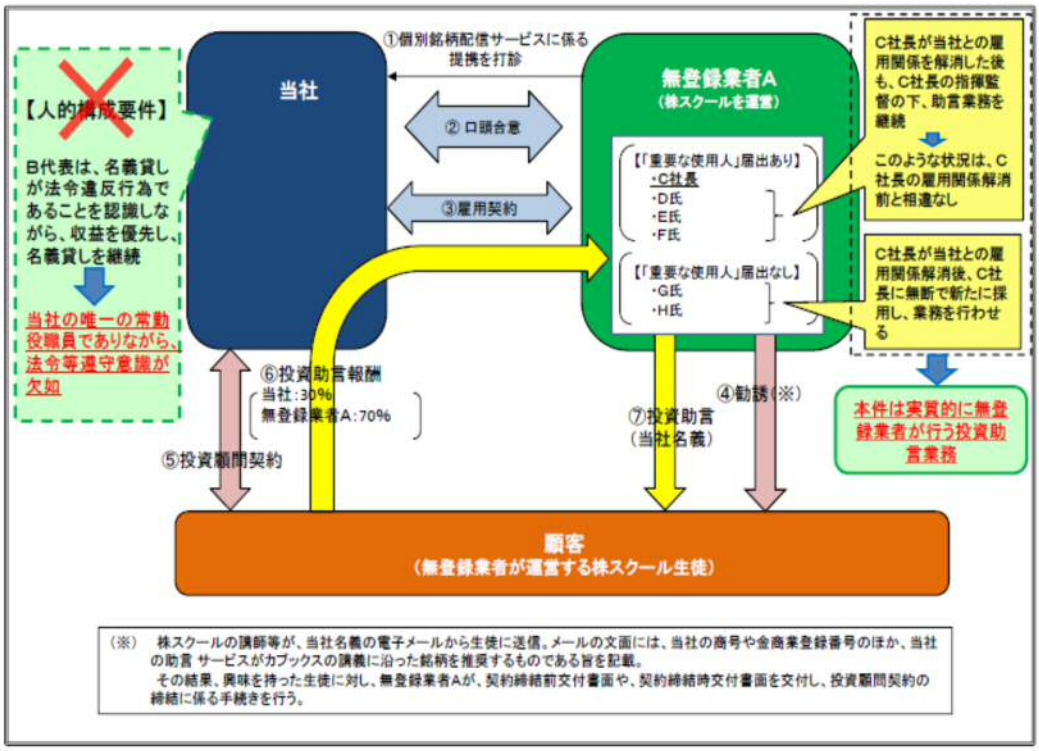

➢　ｃ社（投資助言・代理業者）:【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

当社の代表取締役が、無登録業者のトップの地位にあり、無登録での投資助言業務を主導するとともに、当社従業員を無登録業者の投資助言業務に従事させていた。

【検査結果の要旨】

当社の代表取締役は、無登録で投資助言業務を行っている業者（無登録業者）において「社長」と称される地位にあり、無登録での投資助言業務を主導していた。

また、代表取締役は、当社の従業員を無登録業者の投資助言業務（顧客との面会や電話による投資顧問契約の締結を勧誘業務等）に従事させていた。

※　他の法令違反行為（有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言をする行為）と併せて勧告（53 ページ：Ⅱ．３－⑵参照）

７　金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

証券監視委においては、無登録業者による投資者被害を防止するため、金融庁監督局、各財務局等と連携し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限及び申立て権限を適切に活用して 187 条調査及び 192 条申立てを行うとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、厳正に対処している。裁判所への申立てを行った主な事例は以下のとおり。

- ｄ社：【平成 30 年度】

【概要】

無登録で、ファンドの募集等の取扱い（第二種金融商品取引業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社らは、平成 27 年６月１日以降、一般投資家に対し、電話等により、「Ａ社社員権」、「Ｂ社社員権」、「Ａ社 ＭＲＦ口座」、「Ｂ社 ＭＲＦ口座」という名称の商品（実質的には金商法第２条第２項第５号に掲げる権利（いわゆる集団投資スキーム持分）であると認められる）の取得勧誘を行っている。

当社らは、上記の４商品の取得勧誘によって、少なくとも、当社は延べ 220 名の一般投資家から延べ約 18 億円を出資させ、Ｂ社は延べ 181 名の一般投資家から延べ約 14 億円を出資させている※。

※　両社は、顧客からの出資金を、他の顧客に対する償還原資や、Ｃ氏及びＤ氏の報酬並びに両社従業員の給与等に充てることを繰り返しており、顧客からの出資金はほぼ費消されている状況にある。

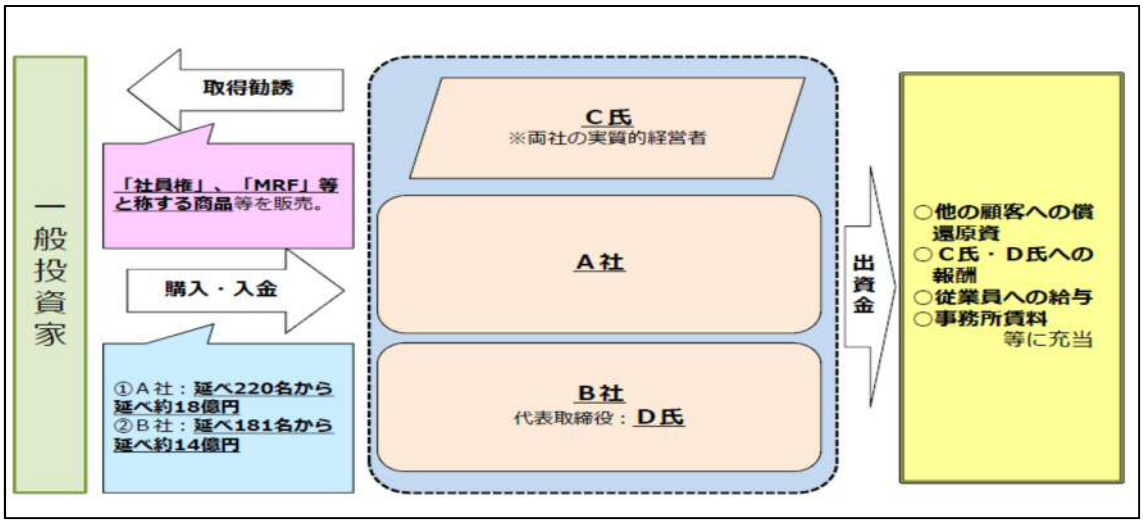

➢　ｅ社：【平成 30 年度】

【概要】

無登録で、投資一任契約の締結の媒介（投資助言・代理業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社らは、シンガポール籍の法人であるＢ社と業務委託契約を締結し、一般投資家に対し、同社の提供する為替自動売買システムを含む商品の取得勧誘を行っている。

当該為替自動売買システムについて、顧客が運用口座に入金した資金は、Ｂ社の関連会社であり、サモア籍の法人であるＣ社が FX 取引等により運用を行うとしており、その利用にあたっては、入金した資金について、最終的な投資判断を一任するとともに、投資を行うのに必要な権限をＣ社に委任すること等を内容とする規約に同意することとされている。

これは、金商法２条８項 12 号ロに規定する投資一任契約に該当する。

そして、一般投資家を相手方として反復継続して、為替自動売買システムを含む商品を販売し、同システムの使用に必要な上記規約に同意させることで、同システムを利用した投資一任契約の成立に尽力している当社らの行為は、同項 13 号に規定する投資一任契約の締結の媒介を業として行っていたものに該当する。

当社らの上記行為は、金商法第 28 条第３項第２号に規定する「投資助言・代理業」に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第 29 条に違反するものである。

当社らは、個人との間で業務委託契約を締結し、「代理店」として上記商品の販売を行わせており、代理店を介するなどして、一般投資家に対し同商品を取得させ、その対価を支払わせている。

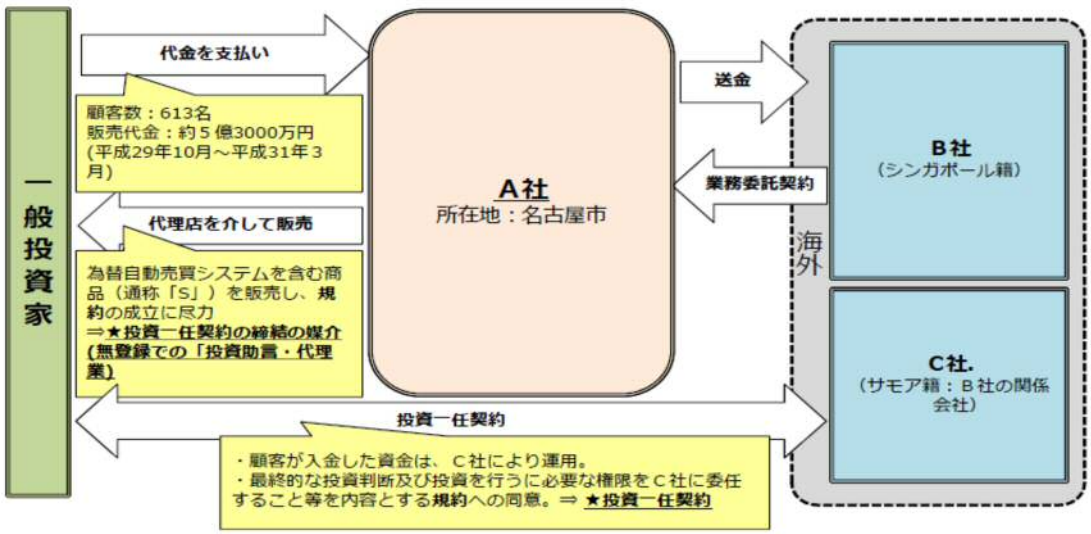

➢　ｆ社：【平成 29 年度】

【概要】

無登録で、投資助言（投資助言・代理業）及び店頭デリバティブ取引の媒介（第一種金融商品取引業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社及び当社代表取締役等は、従業員を代表者として設立した複数の実体のない会社名義で、投資助言に関するウェブサイトを多数開設し、ウェブサイト上で無料の会員登録を行った一般投資家に対して、電話や電子メールで、投資顧問契約（一契約あたり数万円～数百万円の投資顧問料を支払うことによって、数か月～数年程度、株価の上昇が見込まれる国内株式の銘柄の情報の提供を受けることができる契約）の締結を勧誘し、投資顧問契約を締結した一般投資家に対して、同契約に基づき、今後株価の上昇が見込まれる国内株式の銘柄の情報を提供して買い推奨を行っていた。

当社らは、少なくとも延べ約 3,700 人の顧客から、約 37 億 5,000 万円の投資顧問料を得ていた。

また、同様に従業員を代表者として設立した実体のない会社名義で、FX 取引の自動売買ソフトを販売しているところ、その購入者に対して、海外の FX 取引業者を紹介し、同社との取引資金を預かるとして、上記実体のない会社名義の口座に送金させていた。

しかし、実際には、当該 FX 取引業者は実在する法人ではなく、全く名称の異なる海外の FX 取引業者に顧客から預かった金銭を送金して FX 取引を行わせ、顧客が行う FX 取引の量に応じて、当該業者から手数料を得ていた。

当社は、少なくとも延べ約 1,100 人の顧客について海外のＦＸ取引業者とのＦＸ取引を媒介し、当該業者から約 3,200 万円の手数料を得ていた。

➢　ｇ社：【平成 29 年度】

【概要】

無登録で、店頭デリバティブ取引（第一種金融商品取引業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社及び当社取締役は、ウェブサイトを開設し、４種類の権利※（以下「本件バイナリーオプション」という。）を、少なくとも延べ約 400 名の一般投資家に対して約３億円分販売していた。

また、ウェブサイト上で、原資産を金等とする本件バイナリーオプションと同様の権利の販売も行っており、当該権利の販売を含めると、少なくとも延べ約 600 名の一般投資家に約 72 億円分の権利を販売し、これらの取引用資金として累計で約５億 2800 万円の入金を受けていた。

※　①　ハイ･ロー取引に係る権利

通貨ペア等の特定の銘柄を選択し、権利購入時の当該銘柄の価格等を、将来のある時点（以下「満期時間」という。）の当該銘柄の価格等が上回るか否かを選択するもの。

②　ワンタッチ取引に係る権利

通貨ペア等の特定の銘柄を選択し、当該銘柄の価格等が権利購入時から満期時間までの間に、あらかじめ設定された目標値に一度でも到達するか否かを選択するもの。

③　レンジ取引に係る権利

通貨ペア等の特定の銘柄を選択し、当該銘柄の価格等が、満期時間において、あらかじめ設定された目標値の範囲内に収まっているか否かを選択するもの。

④　短期取引に係る権利

上記①のハイ･ロー取引に係る権利のうち、満期時間が、権利購入時から１分後、２分後又は５分後という極めて近い将来に設定されているもの。

情 報 提 供 窓 口 か ら の ご 案 内

☆ 是 非 と も お 寄 せ く だ さ い ！

- 市場において不正が疑われる情報
- 投資者保護上問題があると思われる情報

☞ 情報提供の方法については、証券監視委ウェブサイトをご覧ください。

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch

インサイダー取引

相場操縦

風説の流布

有価証券報告書等虚偽記載

投資詐欺

疑わしい取引やファンド

金融商品の不適切な勧誘

証券取引等監視委員会

〒100-8922　東京都千代田区霞が関3-2-1　中央合同庁舎第7号館